					• •	
				 筆		
準中型自動車	中型自動車	[略]	自動車の種類	第二条 法第三条に規定する自治 (自動車の種類)		
満のもの満のもの○キログラム以上四、五○○キログラム未満のものとは日野工輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が最大積載量が二、○○キログラム以上七、五○○キログラム未満のものとは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動工輪車、普大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動工輪車、普大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動工輪車、普大型自動車、大型特殊自動車、大型自動車、対型自動車、大型自動車、大型自動車、対型自動車、対型自動車、対型自動車、対型自動車、対型自動車、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては	乗車定員が一一人以上二九人以下のもの乗車定員が一一人以上二九人以下のものでは一大型自動車、大型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が七、五○○キレグ・型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が七、五○○キ 大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車		車体の大きさ等		改正後	
-	Ι .			第二条 (自		に欄欄一し正 め十二下十二道条三含十の 〇 こににのて後次道 る五条「三項路、項む四五道内 おこ場も場欄の路 平。条の改名、交第ま。条を発見
[項を加える。]	中型自動車	同上	自動車の種類	条 [同上]		〇内閣府令第四十九号 首路交通法(昭和三十九号 (四五第一項、第七十一条の (四五第一項、第七十一条の (四五第一項、第七十一条の (四五第一項、第七十一条の (四五第一項、第七十一条の (四五第一項を第三項、第九十六条 (四五第一項を第三項、第九十六条 (四五第一項を第三項、第九十六条 (四五第一項を第三項、第七十一条の (四五第一項を第三項、第七十一条の (四五第一項を第三項、第七十一条の (四五第一項を第三項、第二十五条第三項第三号の規定 (四五条第三項第三号の規定 (四五条第三項第三号の規定 (四五条第三項第三号の規定 (四五条第三項第三号の規定 (四五条第三項第三号の規定 (四五条の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に (四七のものは当該対象規定を改正 (四十五十五十五十五十五十五十五十五十五条第三項第三号の規定 (四十五条第三項第三号の規定 (四十五十五条第三項第三号の規定 (四十五条第三項第三号の規定 (四十五条第三項第三号の規定 (四十五条第三項第三号の規定 (四十五十五条第三百号の規定 (四十五十五条第三百号の規定 (四十五十五条第三百号の規定 (四十五十五条第三百号の規定 (四十五十五号))(四十五十五号))(四十五号)
	乗車定員が一一人以上二九人以下のもの乗車定員が一一人以上二九人以下のものといる。最大積載量が三、○○○キログラム以上六、五○○キログラム未満のもの又は三、○○○キログラム以上六、五○○キログラム未満のもの又は一、○○○キログラム未満のもの又は一大型自動車、大型自動車、大型自動車、・普通自動二輪車大型自動車、大型自動車、・大型自動車、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		車体の大きさ等		改正前	電府令第四十九号 「第一十八年七月十五日 「第二十八年七月十五日 「第二十八年1十五日 「第二十八年1十五日 「第二十八年1十五日 「第二十八年1十五日 「第二十八年1十五日 「第二十八年1十五日 「第二十八年1十五日 「第二十八年1十五日 「本籍三項第三号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣令を次のように定年の出事。以第二十八年以今第二日十八号。以第二項第二号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣令を次のように定年の出事。以第二十八年以今第二項、第二十八号。以第二項第二号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣令を次のように定年の出事。以第二十八年以今第三中、大郎、第二十八年以今第三中、大郎、第二十八号。以第二十八年以今第二項、第十十一条中、第二十八号。以第二十八年以前、第二十八号。以第二十八年以前、第二十八号。以第二十二号。以第二十三十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二号。以第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

(号外第 157 号)

| 第十五条の二 中、大型自動二 の五第一項又は 令 第十八条 免許ない。 **第九条の**は 4 3 2 おりとする。 法第七十一 やは規条の対象の 七 備考 中 普 十八条の深入の名の名 お第七十一 初 (初心運転者標識等の表) (緊急自動車 法第七十 中型角動 略 略 一~六 通自動 略 りとす法 ように禁 免許の 運転者標識等の様式 の試三 運験十 許車 略 車 略 一角と許 **リニ輪車又は普通自動又は同条第二項に規定を第三十二条の三領** に表示するものとする標識は、地上〇・四ヶ法第七十一条の五第一 な証た次ら明者の る。七十 める書が の運転資格の 条の六第 条の六第一 種 の い う じ う じ 下 らない。 明書(当該講習であるとき) はない。 Ŧi. |類を添の 第 条の 項 項 項 示 救第 車第 自動型車 審査 及び第一 五第 付各 ô 、及び第四 町車について定め 型特殊自動車、大 単本の大きさ等が 護処置 講三十八 内閣 証負ハ 習は掲 (号 音を終了した日気が、免許申請書に 動二輪二角 るメー。一項 7六号に定めいがずれかに 項及び第 府令で定め 講習 、条第 項 トル以上の外の 項の内閣 電車の緊急用なる審査は、それの の号 の内閣 習の 四 公八、安、 ためられた車件 大型自動二輪 すが、大型自動 -項 項 種 第 日から起算して一定者に、それぞれ同志の許に係る免許申請 第 **委員会** 項 類 る免許証及び旅券について、該当する者であるときは、 る様式は [府令で定める様式は、 院介で定める様式は、 -項 ・までで の内閣府令で定める様式は、 号 号 用務のため「項、第三」 Ŏ Ó 一人及び の免許を受けようとする者、ハ若しくは二又は第六号に 応急 中 体輪動 別記様式第五 型 の車車 -トル以下の5第七十一名 大きさ等のに、中型自動で の型 干 明応書急救 中 年表請 運転に必要な技能に目動車、準中型自動二条の三の二第二項 型車 をの者 条の六第一項から第 経下が 護 講 別記 別記様式第 過欄同しに表 が二車、 習終 処 0 明 は免許 比様式第 な掲の 9れにも該職準中型自 の 講習 書 いげ中 証 \mathcal{O} 兀 別記様式第五 提申 もる欄 を種類 一のとお 能について行うな日動車、普通自動工、第三十二条 有に限る。) に該当する者 の種に 示請 五 Ŧi. ① しなければ書にそれぞう に類掲限のげ の の 当型動 終了証 し特軍 な殊 りとする。 の の 方から見る三項まで る第る 種 。 ご三種 を十類 い自大 第二当 の の の 添八の ばれ も動条 と 2 4 3 2 七 お 備考 普通 (緊急自動車 初

自動車 め大車 ら型体 れ自の た動大 車二き体輪さ (事が、) (事が、) さ通大 等自型 の動自 が二動車 れ車、に又中もは型 該小自 し特車 な殊 い自大自動型 動車特 事に殊つ自 いて定動車、

同 上

同 上

心運転者標識等の 表 示

すいように表示するものとすり規定する標識は、地上○・四第九条の六 法第七十一条の五記 るメ第 卜項 一ル以気 上第 ・項 二ま ま ーメートルに 以第 下七の十 位-置に前に 方又は気象の 後方が、 ら二見項

やに

(初心運 転者標識等の (様式)

法第七十 条の五 第 項 の内閣府令で定める様式は、 別記様式第五の二のとおりと

第九条の七

法第七十 条 の 五第 一項及び第 |項の内閣府令で定める様式は、 別記様式第五 の

の

0

法第七十 条の六第一項 Ó 内閣府令で定める様式は 別 記様式第五 の の の お りと す

法第七十 条の六第 項 の内閣府令で定める様 式は、 別 記様式 第 Ħ 0 \mathcal{O} 应 のと お りとす

る。

る。

Ó

運転資格の

查

第十五条の二 定する審査は めの運転に必要な技能のでである。 一 令第三十二条の三十二条の三 後能についまり三、第二、第二、第二 いて行うもので、普通自動す 王 条 0 る型。自 三十 動 一条の 二輪車又は普及一条の五第一項 通自 (又は 動同 条第 輪 軍 一の緊急

第十八条 同上

六 同 王

十八条の運転をおります。 転免許試験成績など行つた公安委員の条の五第一号に 温明書いて、第一 外二の号 公八 安委 第 員会のハ の免許を とを受けようとする者にさくは二又は第五号に該 に限る。)等 第二当

八条の二 同上 同

訨			
	「中型免許」という。)中型自動車免許(以下	[同上]	免許の種類
救護処置講習(一) 第三十八条第八項第一号の応急	車講習第三十八条第四項第一号の中型		講習の種類
明書応急救護処置講習(一)終了証	中型車講習終了証明書		証明書の種類

けようとする者に限る。) 許又は普通第二種免許、中型第二種免許を受第二種免許を受事」という。の運転(共型軍・人政・「旅客自動車(以下「旅客自動を追動車)がある。

安全に行うこと。
普通第二種免許を受けようとする者にあつては、

転

を

、の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと、

略

習項

練 ||習細目

う。 略 中型自 『準中型免許』とい 救第 型車講習第三十八条第四項第一号の準中 護処置講習 (一)三十八条第八項第 号 Ŏ 応急 準中型車講習終了証明 明書
応急救護処置講習 $\overline{}$ 終了 証

項

を加える。]

4 2 3 略 1動車、 中]動車、

動車のいずれかの運転について行うものとする。受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、第十八条の二の三 法第八十九条第三項の検査(以下「技能

(じ、大型自動車、中技能検査」という。)

中

-型自動車又は普通自)は、当該技能検査を

技能検査

同上 同

上

2 法第九十条第一項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師)が作成した診断書であつて、 法 (平成九年法律第百二十三 二号)

官

第二十一条の二 法第九十六条の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動第二十一条の二 法第九十六条の二の内閣府令で定める運転の練習を行うことが適当でバス型の中型自動車、大型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大き通自動車、大型第二種免許を受けようとする者にあつては中型自動車、中型免許を受けようとする者にあつて、大型免許を受けようとする者にあつてと認められる場合における当該道路を除く。において、大型免許を受けようとする者にあつて関目動車、準中型免許を受けようとする者にあつて、大型免許を受けようとする者にあつて、大型免許を受けようとする者にあつて、大型免許を受けようとする者にあつて、大型免許を受けようとする者にあつて、大型免許を受けようとする者にあつて、大型免許を受けようとする者にあつて、大型の中型自動車により行う練習といる。

第十八条の四 5 第十八条の二の三 2 おいて自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査に公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四条第三項中「合格規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、第二十二条及び第二十四条(第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の 動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自lt計入条の二の三 法第八十九条第三項の検査(以下「技能検査」・ であることとする。 であることとする。 1係る主治の医師(同条第一項第一号の二に該当して免許を保留された者にあ、法第九十条第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理・ (免許の保留に係る適性検査の受検等命令) あることとする。 認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見)が記載されているもの認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見(同項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、診断に係る検査の結果及意見(同項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、診断に係る検査の結果及 (仮免許による運転練習) 技能検査 略 略 | 第五条の二に規定する認知症(以下単に「認知症」という。) | 第五条の二に規定する認知症(以下単に「認知症」という。) | 号の二に該当して免許を保留された者のその理由とされる事由とめる要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由 「技能検査」という。) 一型自 当 到車、準中型自 ヨ該技能検査を

4

 $\frac{2}{3}$

同上

要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。「日野車の運転について必同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必ついて準用する。この場合において、第二十四条第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、大型免許、中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査に、第二十二条及び第二十四条(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にあつては、

第十八条の四 (免許の保留に係る適性検査の受検等命令) 同上

同上

2

る。 しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとすしないと認められるかどうかに関する当なのであって、法第九十条第一項第一号から第二号までに該当に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第九十条第一項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由、法第九十条第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由

仮免許による運転練習)

第二十一条の二 法第九十六条の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動第二十一条の二 法第九十六条の二の内閣府令で定める運転の練習を行うことが適当で乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により運転の提供る場合にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車、大型第二種免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる練習相目について、大型免許を受けようとする者にあつては乗車専用道路以外の道路(交通の著しい混雑その他の理由により運転の練習を行うことが適当で乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により行う練習とする。

会議の は普通第二種免許を受けよ は普通第二種免許で をいう。)の運転(大型第二 という。)の運転(大型第二 という。)の運転(大型第二 という。)の運転(大型第二 は普通第二種免許で	[同上]	練習項目
安全に行うこと。		練習細目

平成28年7月15日 金曜日

(適性試験)

第二十三条 適性試験 同 上

第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験(以下 第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験(以下 聴力 視力 深視力 略 略 科目 一 一に定めるもののほか、準中型免許、普通免許、準中型 一 一に定めるもののほか、準中型免許、普通免許、準中型 一 一に定めるもののほか、準中型免許、普通免許、準中型 一 一に定めるもののほか、準中型免許、普通免許、準中型 ること。 離で三回検 つては、三 離で三回検査し、その平均誤差がニセンチメートル以下であつては、三桿法の奥行知覚検査器により二・五メートルの距準中型仮免許、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあ 大型免許、 五下国二仮 以同式種免 上じ試免許 です 以上で、視力が〇・七以上であること。一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇中であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しく2万が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以一前二号の免許以外の免許に係る適性試験にあつては、4 ること。 動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められ する条件を付すことにより、当該準中型自動車又は普通に する条件を付すことにより、当該準中型自動車又は普通に 視野が左右一五○度以上で、視力が○・五以上であること。以上であること又は一眼が見えない者については、他眼のという。)に係る適性試験にあつては、視力が両眼で○・五という。)は係る適性試験にあつては、視力が両眼で○・五一 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」 型下 大型免 |仮免許| 大型免許、 計」という。)、 望仮免許」という。)、 中型免許 中型免許、 中型免許、 型と免い 準 準中型自動車 う。 う。 準 中型免許、 合格基準 準中型免許 ,中 中型角許、 大型仮免許、 日動車仮免許 日、大型自動車に -仮免許 普通免許、 中型仮免許、 下 (以下一年仮免許) 大型特殊 「準中型 以下「中型 免許(以 ・以万第 度は上視 あルの

同上		聴力	深視力	[同上]		視 力	
							科目
	 (以下「特定後写鏡」という。に係る適性試験にあつて皆語の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を後の進路と同一の進路を必ずのという。と使った後の進路と同一の進路をできる場合により、当該普通自動車の失許できることとなる後写像「以下「特定後写鏡」という。とは不可能という。とは、また、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。	誤差が二センチメートル以下であること。 検査器により二・五メートルの距離で三回検査し、その平均検査器に乗り二・五メートルの距離で三回検査し、その平均び第二種免許に係る適性試験にあつては、三桿法の奥行知覚大型免許、中型免許、大型仮免許、中型仮免許、牽引免許及大型免許、中型免許、大型仮免許、中型仮免許、		二 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」 に戻り にいること。	一 大型免許、中型免許、大型自動車仮免許(以下「大型仮力を含こと。 一 大型免許、中型免許、大型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、牽引免許及び第二種運転免許(以下「第二種免許」という。)、一中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、一中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「大型仮力・大型免許、中型免許、大型自動車仮免許(以下「大型仮力・大型免許、中型免許、大型自動車仮免許(以下「大型仮力・大型を計画を対象を表す。)	合格基準

大型免許

略

2 色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。
次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、 [一・二 略] 2 同上 同上]

七条の二第一項第四号に該当するもの 一大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、

(技能試験)

する。 の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものの表の上欄に掲げる兜転に必要な技能についての免許試験(以下「技能試験」という。)は、第二十四条 自動車の運転に必要な技能についての免許試験(以下「技能試験」という。)は、 と次

中型仮免許、中型免許、準中 一 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下	m	⊐le-	VIII-				mil L	
項目 項目 項目 項目 項目 項目	一 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。)における走行(発進及び停止を含む。) における走行(発進及び停止を含む。) で	iff.	中中型仮免許及び普通仮免				ì	免許の種類
項目 現金 関語(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下 で差点の通行(右折及び左折を含む。以下この表において同じ。) に同じ。) で差点の通行(右折及び左折を含む。以下この表において同じ。) 横断歩道の通過 横断歩道の通過 が発コース及び周回コースの走行 交差点の通行 交差点の通行 があずりの通過	道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下において同じ。)における走行(発進及び停止を含い)で差点の通行(右折及び左折を含む。以下この表において同じ。)を差点の通過横断歩道の通過を除る。以下この表において同じ。)の表において同じ。)における走行(発進及び停止を含方向変換又は縦列駐車	三 二	_	四	三	$\vec{\tau}$	** ~	
		横断歩道及び踏切の通過交差点の通行	幹線コース及び周回コースの走行	方向変換又は縦列駐車	横断歩道の通過		む。) この表において同じ。)における走行(発進及び停止を含道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。 以下	項目

2 略

3 の全部を走行させることを要しない。とが明らかになつたときは、当該各号に定める距離基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、当該各号に定める合格せて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格・技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行さ

3

同上

略

略

中型免許及び準中型免許

五千メートル以上

準中型仮免許及び普通仮免許 二千メートル以上

四

五~七 略

略

5 4

技能試験の合格基準は、

次に定めるとおりとする。

4の成績であること。 第一種免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、 七十パーセント以

> 法第九十七条の二第

> > 項

(技能試験)

法第九十

第二十四条 同上

免許の種類	項目
通免許、中型免許及び普	む。) この表において同じ。)における走行(発進及び停止を含この表において同じ。)における走行(発進及び停止を含一 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下
	て同じ。) 二 交差点の通行(右折及び左折を含む。以下この表におい
	三 横断歩道の通過
	四 方向変換又は縦列駐車
同上	
普通仮免許	一 幹線コース及び周回コースの走行
	二 交差点の通行
	三 横断歩道及び踏切の通過
	四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
[同上]	

普通仮免許

二千メートル以上

 \equiv 四

同 上

大型免許及び中型免許

五千メートル以上

同上

五~七 同上

同上]

4

5 同上 同上

こと。 第一種免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、 七十パーセント以上の成績である

同上

(号外第 157 号)

6 よはい表 り第ずの技 自二れ下能 日動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがな、一号に掲げる身体の障害を除く。がある者で法な「かに掲げる角体の障害を除く。がある者で法で、一個に掲げる種類の自動車とする。 ただし、自む情報において使用する自動車は、次の表の上間に試験において使用する自動車は、次の表の上間に試験において使用する自動車は、次の表の上間では、 は第一人のでは、10年のでは、 られるものについて技能試験を1一条の規定による条件を付すこと、「会の規定による条件を付すこと、安全な運転に必要な認知又は操作り安全な運転に必要な認知又は操作がる免許の種類に応じ、それぞれ1 テに又の同

P型免許	う場合又は特別の必要がある	要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。
四の	の種	車の種
型二輪免許	[略]	,
中型免許及び準中型仮免 最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車で長中型免許及び準中型仮免 最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動工輪車(巡排気量〇・七〇〇リットル以上、幅が一・六九メートル以上、その操作装置を有しない大型自動二輪車(総排気量〇・六〇〇リットル以上の大型自動二輪車(総排気量〇・六〇〇リットル以上の大型自動二輪車(選転をおりから)をおりができる大型自動二輪車(選転を対したができる大型自動二輪車(選転を対したが、総排気量〇・六〇〇リットル以上の準中型自動車で長の大型二輪を対しては、総排気量〇・六〇〇リットル以上の準中型自動車で長の大型にあることができる大型自動二輪車(運転を対しては、総排気量〇・六〇〇リットル以上の準中型自動車で長の大型にある。	中型免許	距が四・一○メートル以上のもの・○○メートル以上、幅が二・二五メートル以上、精載量五、○○○キログラム以上の中型自動車
輪免許	中型免許及び準中型仮	以上のものというというというでは、このよりでは、このメートル以上及び前軸輪距が一・三のメードの、四のメートル以上、幅が一・六九メートル以上、最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車で長
輪免許 総排気量○・七○○リットル以上の大型自動二輪車(運転 一輪免許	[略]	
	大型二輪免許	気量○・七○○リットル以上の大型自動二輪車(運転のもの) 「AT限定大型二輪免許」という。)にあったができる大型自動二輪車のである。)及び普通自動二輪車に限る。)がとられておりクラットル以下のものに限る。)及び普通自動二輪車に限るが上りである。)がとられておりクラット・ランスミッションその他のクラッチの操作をとができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートランスミッションをの他のクラッチの操作をとができる大型自動二輪車のフラッチの場合。

7 8 略

(学科試験)

とし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であることとする。択一式又は正誤式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うも第二十五条 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験 (以下「学科試験」という。)は、 という。)は、

0

(試験の 一部免除の基準

定める基準は、第二十四条第五第二十七条 令第三十四条の五第 第二十八条の二 験 ゴ項各号又は第一号ハ、第一 |条に定める成績とする。| 第三号ハ及び二並びに第六号の内閣府令で

> 8 同上

同

上

(学科試

績であることとする。
択一式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、
第二十五条 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験(以下 九十パーセント以上の。「学科試験」という。)は、

(試験の 一部免除の基準

第二十七条・ (再試験) 呼は、第二十四 令第三十四 四条の 第五 五第 五項各号又は第一号ハ、第一 五条に定める成績とする。、第三号ハ及び二並びに 第五号の内閣府令で

動車等をいう。 以下同じ。)を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、

6 同上

免許 の 種 類 軍 -の種 類

同 上

-トル以上のもの以上、幅が二・二五〇○キログラム以上 一五メートルに

ル以上及び最遠日動車で長さが

を加える。

項

大型二輪免許

リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの) リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの) は排気量〇・六〇〇 で大型二輪苑許」という。) にあつては、総排気量〇・六〇〇 を大型二輪車(総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限型自動二輪車(総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限型自動二輪車(送れておりクラッチの操作装置を有しない機構がとられておりクラッチの操作を下ることができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車(運転することができる大型自動二輪車のでは、終排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車(運転することができる大型自動二輪車(運転することができる大型自動二輪車(運転することができる大型によりにあることができる大型によります。

同

上

軸距が四○

試動性験等 再 試

二十九条 1 5 略

(免許証の更

新の申請等)

6 ている者とする 応じた条件(E 法第 百 一条 , る。 (眼鏡等、 (第三項) 鏡等、 、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべきこととするものを除く。)が付さの内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身体の状態

(臨時認知機能検査)

7 9

略

該当する場合 %合とす この四 10 法第百 条 0 七 第 項 Ô 内閣府令で定める場 一合は、 次の各号 の いずれ

(以下この項にお

いて

[基準行為]

لح

該当するかどうかを診断したものに限る。)を提出した場合は、「現立により提出するものにあつては、その者が法第百三条第一項第一号の二項ただし書の規定により提出するものにあつては、その者が法第百三条第一項第一号のに該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。次号において同じ。)を1検査(同項の規定によるものにあつては、当該行為をした者が法第百三条第一項第一号の検査(同項の規定によるものにあつては、当該行為をした者が法第百三条第一項第一号の一様工作の規定による適当では、当該行為をした者が法第百三条第一項第一号の一様工作の規定による適当を担合した。 う。)を-と 条 日 の の七 三第 前項 のに 白規 以後に免許を受けた場合で定する政令で定める行 合為 に同受

項 はまでの規法第百二 規 院定により診断で 一条第一項からな 書第を四 提項 出することとされている場合までの規定による適性検査を受け、 は 同条第一 項 いから第

2 様法 式第 は、百 別条 が記様式等の七第二 第二項に の規 六のとおりとすの定する書面(次 の項にお いて 臨 時認知機能検査通 知書 こいう。)

臨 時 認知機能検査通知書を送付するときは、 配達証明郵便等に付して行うものとする

3

4 書類を公安委員会に提出しなければならない。後に認知機能検査を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを収後に認知機能検査を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあるものといことについて令第三十七条の六の四各号に掲げるやむを得ない理由のあるものと期間が一月となる日(以下この項において「特定日」というごまでに認知機能は、法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の四十十分によるで、当該通知を受けた日の四十分によるでは、当該通知を受けた日の四十分によるでは、 証するに足るに対するに足るのは、特定は、特定を受けれるという。 る日け算

時 高齢者講習)

条の二

第百

条

の七第四

関項の

内閣府令で定める基準は、

次の各号の

いず

っれにも

[条を加える。]

節

す ること と**の**す五

除をの六除以いる知

つた者」と、「他の免許試験」を「技能再試験」と読み替えるものとする。 は能再試験」と、第二十五条中「免許試験」とあるのは「学科試験」と、第二十五条中「免許試験」とあるのは「学科講験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなか、第二十六条中、高性試験とでは学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは、「学科再試験」といるのは「学科再試験」といるのは「学科再試験」といるのは「学科再試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験(以下「学科試験」という。」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験(以下「学科試験」という。)」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験」とあるのは「持能試験」と、第二十五条中「免許試験(以下「学科試験」という。)」と、「の合格基準」とあるのは「学科再試験」とあるのは「学科再試験」とあるのは「学科再試験」とあるのは「学科表別と、第二十五条中「免許試験」とあるのは「学科表別という。)」と、「一定では、「一に、「一定では、「一定では、「一定では、「一では、「一ででは、「一では、「一定では、「一では、「一では、「一では、「一では、

(免許証 の 更新 の申請等

第二十九条 1 5 同上

れに

6

いる者とする。 応じた条件(眼鏡符の ・法第百一条第三番 鏡等、 5等、補聴器又は特定後写鏡を使用すべきこととするものを除く。)「項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身

9 同 王

7

[条を加える。

かに

法第九十一条の規定により免許に身体の状 が付され

4

5

- 次の いずれにも該当しないこと。
- イ の免許を受けたこと。・ 臨時認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種 類と異なる種
- \Box 足日」と受 いう。)以後に臨時認知機能検査を受けたこと。(けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日 「の六月 が前の日 (ハにお

いて

類

- 特定日 前一月以内に臨時認知機能検査を受けたこと。
- を終了したこと。 け、又は令第三十七条 二 臨時認知機能検査を たたち三十 七条の六の二第一号に規定する講習若しくは!査を受けた日以後に法第百八条の二第一項簿 は同条符 第二号に規定する課二号に掲げる講習を
- ホ 種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。)にあつては、四十九)以上とない未満であつた場合(当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていて受けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以第一項の式により算出した数値が七十六(当該臨時認知機能検査を受けた日前認知機能検査を受けた日以後に認知機能検査を受け、当該認知機能検査の結果に認知機能検査を受けた日以後に認知機能検査を受け、当該認知機能検査の結果に認知機能検査を受け、当該認知機能検査の結果に認知機能検査を受け、当該認知機能検査の結果に つい以のつ
- 2 法第音 別品条 脱様式第一次の七第一 十八のに 七のとおりとする!規定する書面(次 の項にお いて 臨時高齢者講習通知書」 という。)
- 3
- ればならない。
 おやむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなけするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに第一項第十二号に掲げる講習を受けようとない理由のあるものは、特定日後に法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けないことについて令第三十七条の六の四各号に掲げるやむを得項第十二号に掲げる講習を受けないことについて令第三十七条の六の四各号に掲げるやむを得りた期間が一月となる日(以下この項において「特定日」という)までに法第百八条の二第一と期間が一月となる日(以下この項において「特定日」という。 臨 時高齢者講習通知書を送付するときは、 配達証明郵便等に付して行うものとす

(臨時適性検査等)

第二十九条の三

1

2

略

官

- 4 3 | であることとする。であることとする。というのであることとする。というのであることとする。というであることである。というであることである。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで であることとする。
 は第一項から第三項までの規定による命令を受けた者のその理由とされる。
 は第百二条第一項から第三項までの内閣府令で定める要件は、認知症に関し専門的な知識 のた事を
- し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。の五第三項の普通自動車対応免許をいう。)」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのはの五第三項の普通自動車対応免許という。)」とあるのは「普通自動車対応免許(法第七十一動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)」とあるのは「普通自動車対応免許及び普通おいて、第二十三条第一項の表聴力の項中「準中型免許、普通免許、準中型仮免許及び普通おいて、第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合 中型仮免許及び普通

て査いの

あることとする。認知症に該当しないと認めとして法第百二条第六項の

は「付条」

、臨時適性検査

一十九条の三 1 2 同 Ŀ

を加える。

- 3 | 読み替えるものとする。 第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合に規定は、法第古十三条の規定は、法第古十三条第一項の表聴力の項中「普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免おいて、第二十三条第一項の表聴力の項中「普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免おいて、第二十三条第一項の表聴力の項中「普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免おいて、第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合に
- 載第 第の でされているものであることとする。 7一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が見た十条第一項第一号から第三号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百三条 理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が決理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者のな法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のない。

4

たものとする。いっぽを行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始いて、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始いて、普通教習の一部を行わないことができる。この場合に、第現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、第

9いことができる。「特別の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科☆を行わいては、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科☆を行わいて「準中型教習」という。)は現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習(次項にお現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習(次項にお

3 |

2

第三十三条

略

(教習の時間及び方法)

(免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令)

第 一十九条の五 略

2 意見 ⁻が記載されているものであることとする。

2

一十九条の五

同上

(免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令)

-**一条の三** 同表の下欄に定める事項とする。法第百六条の内閣府令で定める事項は、 次の表の上欄に掲げる場合の区分に応

	[略]
五 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値四 認知機能検査を受けた年月日	
番号 一 免許を現に受けている者にあつては、その者が当該認 一 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号	
び性別) び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及及び性別(免許を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日一 認知機能検査を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日	とき。 とき。
四 命令をした年月日 一命令をした年月日 一命令を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 一免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命	
一 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別)一 命令を受けた者の本籍又に国籍等」 日名・生年月日及び性別	第三項までの規定による命令をしたとき。
は、免許証番号 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつて一 命令を受けた者の生年月日及び性別	き。。
	[略]
事項	報告する場合

第三十一条の三

三十一条の三 同上]		
報告する場合	事	項
司上		

[項を加える。]

き。 まる命令をしたと による命令をしたと たまる命令をしたと

は、免許証番号

命令の内容

命令を受けた者の生年月日及び性

别

機能検査を受けた 認知機能検査を受けた者の生年月日及び性別

免許を現に受けている者にあつては、

知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証| 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認 免許証番号

認知機能検査を受けた年月日

五 四

第二十九条の三第一項に規定するA、 B及びCの数値

(教習の時間及び方法)

同

上

2 第三十三条 の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科↓を行わないことができる。現に普通仮免許を受けている者に対する普通免許に係る教習については、前項及び別表第四 同上

[項を加える。]

めお

4 略

5 令第

뉦

0

科目ごとの

教習方法の基準は、

次に定めるとお

りとす 技能教習につ る 1条第三 いては、 項第 次 号に規定する教習 のとおりとする。

ィ・ П

(号外第 157 号)

して国家公安委員会規則で定める教習については、この限りでない。 とができるもの擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるもの型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行のうち、自動車又は転装置」という。)により教習を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、転装置」という。)ではり教習を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、下このハ及びヨにおいて同じ。)又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置(以下「模擬である免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車をいう。) の 自動車 区分に 従い (法第 運 転すること 八十五条第 こができる自動車又は法第八十六条第二項の規2二項の規定により当該教習に係る免許につい 一項の規定により当該教 条第 項 と模大運以習表

のとして国家公安委員会規則で定める教習については、複数教習により行うことができる。 以下この号において同じ。)により単独教習と同等の教習効果をあげることができるもう。以下この号において同じ。)により単独教習と同等の教習効果をあげることができるも当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者二人又は三人が乗車して行うものをいると、ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二と。ただし、大型免許、中型免許、準中型允許、普通免許、大型第二種免許、中型第二とと。ただし、大型免許、中型免許、準中型允許、普遍免許、大型第二種免許、中型第二とと。ただし、大型免許、中型免許、準中型允許、普遍免許、大型第二位、以下三人が表別である。以下この三において同じ。)による教習(内閣総理大臣が指定する無線指導装置(以下「無線指導装置」という。)による教習教習(内閣総理大臣が指定する無線指導装置(以下「無線指導装置」という。)による教習教習(内閣総理大臣が指定する無線指導装置(以下「無線指導装置」という。)による教習教習(内閣総理大臣が指定する無線指導装置(以下「無線指導装置」という。)による教習

ホ う。以下同じ。)を使用して行うことができる。 以下同じ。)を使用して行うことができる。 として国家公安委員会が定める基準に適合するものをよる教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に 適路における自動車が は、運転シミュレ・通第二種免許に係る教習(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)は、運転シミュレ・ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は

いに一普

\ • ۲

にあつては、明その教習時間は シミュレータ、大型免許、 普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限)を超えないこと。転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しな者に対するものを除く。)にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限(! 限を、 夕一中 吸を、準中型免許に係る教習(現に普通免許又は普通第二種免許を受けてい現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。)に では、大型免許、中型免許又は普通免許を受けている者に対するものに限る。)にあれる際で、)による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置(運転) な(延

IJ は三時限を超えないこと。 中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習にあっては一時限を、準中型免許に係る教習にある本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教 《者に対する教習にあつては、一時限)を、i準中型免許に係る教習にあつては四時限(iを行についてのみ行い、かつ、その教習時間と行についてのみ行い、かつ、その教習時間・P型免許又は普通免許に係る教習のうち、無 を、普通免許に係る教習にあつて限(現に普通免許又は普通第二種時間は、中型免許に係る教習にあ、無線指導装置による教習は、基 て種あ基

ヌ 略

ル ついては、準中型自動車を使用することができる。習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則ち、準中型自動車を使用することによりそれぞれ大型自動車又は中型自動・大型免許若しくは大型第二種免許又は中型免許若しくは中型第二種免許 別で定める教習は動車を使用する数

3

同上

4 同上

同 上

イ・ 口 同 上

習については、この限りでない。の方法と同等の教習効果をあげることがり教習を行うこと。ただし、大型免許、自教習を行うこと。ただし、大型免許、自動車又は内閣総理大臣の指定する模 。ることができるものとして国家公安委員会規則で定める教のうち、自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれら型免許、中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は定する模擬運転装置(以下「模擬運転装置」という。)によ

家公安委員会規則で定める教習については、複数教習により行うことができる。という。以下三の号において同じ。)により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国の号において同じ。)により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものという。以下これ、教習指導員のほか、教習を受ける者二人又は三人が乗車して行うものをいう。以下こうこと。ただし、大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又はうこと。ただし、大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又はうこと。ただし、大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は、教習指導員のほか、教習を持续という。以下自動車に、教習指導員のほか、教習指導員のほか、教習指導表面、以下「無線指導装置」という。)による教習(内閣総理大臣が指定する無線指導装置(以下「無線指導装置」という。)による教習(内閣総理大臣が指定する無線指導装置(以下「無線指導装置」という。)による教習、大型自動工、輸車及び普通自動工輸車を除く。以下二の号二において同じ。)による教習に大型を表現している。

を使用して行うことができる。と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準にと同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道に係る教習(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)、大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中で に適合するものをいう。以下同道路における自動車による教習。)は、運転シミュレーター(模中型第二種免許又は普通第二種 下教(二 同じ効 関 が 関 数 遅 数 遅 変 異 変 発 選 発 要 許 。

 $\overline{\ }$ \vdash 同 上

に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限)を超えないこと。クラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他の時限(運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他の大型免許又は中型免許に係る教習にあつては一時限を、普通免許に係る教習にあつては一大型免許又は中型免許に係る教習にあつては一時限を、普通免許に係る教習にあつては一時限を、普通免許に係る教習にあつては一時限を、普通免許に係る教習にあつては一時限を、普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置(運転シミュレーター、大型免許、中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置(運転シミュレーター 、 普通免許に係る教習にあつては二てのみ行い、かつ、その教習時間は、、 模擬運転装置(運転シミュレーター

を、普通免許に係る教習にあつては三時限を超えないこと。|本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、中型免許に係る教習にある教習のうち、無線指導装置による教習は、基本中型免許又は普通免許に係る教習のうち、無線指導装置による教習は、基本 にあつては 基本操作が 6一時限 --及び基

IJ

ヌ 同

岩 Ó 細分を加える。

に教う

6

公安委員会規則で又は準中型自動車係る教習のうち、 大型免 許若しくは大型第 別で定める教習事を使用する、普通自動す 治習については、普通自動車を使用することができる。《る教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家が車を使用して行うことによりそれぞれ大型自動車、中型自動車、一種免許、中型免許若しくは中型第二種免許又は準中型免許に

기 うこと。 も型 一のとして て国家公司 安め 女委員会規則でついうち、普通自f 定動 める教習につい車を使用しなけ てれ は、教習 日効果を 動車を使用して気をあげることがで

行で

号

Ď

細 分を

加える。]

ル

種

免許又は中

については、慈教習と同等の数ち、普通自動車

については、普通自動車を教習と同等の教習効果をあち、普通自動車を使用してち、普通自動車を使用して

『車を使用することができる。 小をあげることができるものとして国力して行うことによりそれぞれ大型自己

るものとして国家公安委員でれぞれ大型自動車又は中型免許若しくは中型第二種

貝会規則で定める数中型自動車を使用t 性免許に係る教習の

る教習のう

力 略

3

略

夕 て国家公安委員会規則で定めて国家公安委員会規則で定めて行うことにより道路におい通第二種免許に係る応用走行通第二種免許、中型免許、準中外 とめる教習を行う場合を除き、道路において行うこと。3いて行う教習と同等の教習効果をあげることができるものがて行う教習と同等の教習効果をあげることができるものなれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備にな行は、運転シミュレーターによる教習その他道路において、一中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は一中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は とお行は しいう普

 $|\mathcal{V}|$ いて行うこと。 夕の規定により 道路に お 11 て行う場合を除き、 自動 車 中教習? 所 一のコ 1 -スその 他 0

設

備

お

 $\exists \parallel$

が良好な者についる事が良好な者についる。 芸通免許に係る応用走行は、当該確認を行つた日のいてのみ応用走行を行うこと。この場合において、基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の の翌日以後の 大型免許、 の確認を行い の日に行うこ į, 中 F型免許. `\績

ツ 略

ᆌ 性免許又は普及 中型免許、準本 |通第二種免許に係る応用走||殊免許を除く。)、大型二輪||中型免許、普通免許、大型 行免許、対 学普許 (一)二力 を輪タ で修了した者に輪免許、大型等メピラを有する に第るつ二大 つ二大い種型 て免特

い型 て第中 の教習に新工種免許、 にあつては一準中型免費 三第許 以内に修了すること。種免許に係る教習にあつ晋通免許、大型二輪免許 うては普 九月以 内に、 そ大の型 他第 の二

略

学科教習につ 41 ては、 次 0 とおりとする

1 略

 \Box 者(免許の効力を停止されて!係る教習指導員(大型第二種許の効力を停止されている者でに発示する対すを除く。)及び普通自動にに係る教習は第一種免許に係 れている者を除る一種免許、中型に目動二輪車を運転を除る。)に関)除く。)に限る。)が行うこと。型第二種免許又は普通第二種免許又は普通第二種免許を現に限る。)が、第二種免許に係る教習は選転することができる免許を現に受け消員(準中型自動車を運転することが

木

行許殊 を、自大 修中動型 了型軍克 し第の許 のた者についてのおに係る大型はいみに係る大型はいい中型免許、準 の普特準 み通殊中 み行うこと。 通第二種免許に係る学科には殊免許を除く。)、大型二輪免許、普通免許、大型生 は、技能を開発を表す。 教通(習二力 習の基本操作及び基本二輪免許、大型第二類カタピラを有する大型 基二大本種型

走免特

略

に定め る期 簡 内に修了すること

同

同 上

員会規則で定める教習を行め、当路に保る応用走行は、運転シに係る応用走行は、運転シカ・大型免許、中型免許、普別の、大型免許、普別の、大型免許、中型免許、普別の、大型免許、中型免許、普別の、大型免許、中型免許、共 を行う場合を除き、道路において行うこと。教習と同等の教習効果をあげることができるものか、又は自動車教習所のコースその他の設備!転シミュレーターによる教習その他道路において・普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許 ものとして国家公安委儞において行うことにいて行うことが交通のいて行うことが交通のお又は普通第二種免許

い て力 て行うこと。 道路にお 11 て行う場 合を除っ き、 自動 車 教習所の コー ・スその 他の 設 気備にお

は普通免許に係る応用走行は、当該確認を行つた日の翌日以後の日に行うこと。が良好な者についてのみ応用走行を行うこと。この場合において、大型免許、由が良好な者についてのみ応用走行を行うこと。この場合において 表記 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、 中 型免許! 又|績

同 王

種に 種免許又は 性係る大型 大型 特 大型 特 は普通第二種免室特殊免許を除っ、中型免許、 免除 許に係る。 係 大型 大型 大型 大型 大 用走行は、学科川を一輪免許、普通二輪入型特殊免許(カタ ↑を修了した者について||二輪免許、大型第二種免(力タピラを有する大型蛙 でのみ行き 行中動 う型車の

と。 単東の

ての教習にあつては三月第二種免許又は普通第二、大型免許、中型免許、 以種普 気内に修了すること。 開発的に係る教習にあつて、 関連免許、大型二輪免許、 は普 九通 月以内に、温二輪免許、 そ大 の型 他第 0) 自種動免 車許 にでい

い動

ᆌ 同上

ッ

同上

同上

 \Box 受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。)が行うこと。二種免許に係る教習指導員(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現にいる者(免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。)が、第二種免許に係る教習は答うる免許(仮免許を除く。)及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者を除く。)を引きないできる免許を現に受けている者(免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員(中型自動車を運転することが「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員(中型自動車を運転することが「

に第てで

現はけが

ホ 司 上

でのみ行うことは普通第二種免害、中型免許、 と免除 (二)輪型 は、技能教習の基本操作及び基本免許、普通二輪免許、大型第二種に特殊免許(カタピラを有する大型に 走免特 行許殊を、自 修中動 | | |型第の | |対した |

前号ツに定める期間内に修了すること

5

同上

定めるとおり

りとする。目及び教習の

科目ごとの教習時間の基準は、

第三十三条第一項から第四項までに

官

技能検定

第 二十四条 略

2 卒業検定は、

次に定めるところにより行うものとする。

習を修了して前条第五元 た項目 から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。一号ナに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、 これらの

3

= :

略

(号外第 157 号)

= :
= :

略

修了検定は、 次に定めるところにより行うものとする。

科 一の学科教習を修了した者に限り行うこと。前条第五項第一号ナに定める期間内におい て、 基本操作及び基本走行の技能教習並びに学

と。の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこ以上の技能教習及び一時限以上の学科変響を受けた後でなければ次の修得状況に応じた三時限に定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号十準に該当して当該仮免許を吸引された場合に令第三十九条の三第二号から第四号までの基2。修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基2 (指定前における教習の基準)

第三十四条の三 令第三十五条第 三項第 一号の内閣府令で定める基準は、 次に掲げるとおりとす

導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。あるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう。」と、同普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許、一、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前は大批の方法については、第三十三条第五項第一号の規定を準用する。 と、同号二中「教習指党許」と、「に限る。」とは発許」と、「に限る。」と指定前技能教習指導員」指定前技能教習指導員」

三 学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合におい三 学科教習の方法については、第三十一条第五項第一号十」と読み替えるものとする。

略

2

(国外運転免許証の交付)

法第百七条の七

第三十七条の八 現に受けて国外運転を て免許 る免許 の請 第 項 の内閣 [府令で定める区分は、 次の表に掲げるとおりとす る自動 事等の 種

類が 国外運転免許 証で運転することができ

技能検定

第三 一十四条 同 上

同上

教

習を修了した日前条第四項第 から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。一号ツに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、 これらの

= : 司 王

3 同上

科 科一の学科教習を前条第四項第 一号ツに定める期間内において いって、 基本操作及び基本走行の技能教習並びに学

同上

几

と。の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わた以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を関する技能又は知識の修得状況に応じた三に定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第四項第一準に該当して当該仮免許を取り消された後に令第三十九条の三第二号から第四号まで2。修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号まで2。 わた三時以ば第一号ツ

指定前における教習の基準)

第三十四条の三 同上

定めるとおりとする。
教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、 第三十三条第一項 から第三 項 くまでに

のは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。 「号二中「教習指導員」とあるうちから技能教習を行う者として選任された者をいう。」と、「同号二中「教習指導員」とあるのは「のる教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「に限る。」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許又は普通免許に係と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許又は普通免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」で、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」とあるのは「指定前技能教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習の方法については、第三十三条第四項第一号の規定を準用する。この場合において、対能教習の方法については、第三十三条第四項第一号の規定を準用する。この場合において、

一学科教習の方法については、第三十三条第四項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型免許、中型第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、中型第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、中型第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許に係る教習とができる免許、大型第二種免許に係る教習とができる免許、大型第二種免許に係る教習とができる免許、大型免許、中型第二種免許に係る教習指導員(中型自動車を運転することができる免許(免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。)が、第二種免許に係る教習に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。)が、第二種免許に係る教習に受けている者、中型第二種免許に係る教習指導員(中型自動車を運転する。この場合において、学科教習の方法については、第三十三条第四項第二号の規定を準用する。この場合において、学科教習の方法については、第三十三条第四項第二号の規定を準用する。この場合において、対象習に対象の方法については、第三十三条第四項第二号の規定を準用する。この場合において、対象習に対象の方式を表示して、対象習に対象習に対象習に対象の方式を表示して、対象習に対象習に対象の方式を表示して、対象習に対象習に対象の方式を表示して、対象習に対象習に対象の方式を表示して、対象習に対象習に対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象習の方式を表示して、対象習に対象習に対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象習に対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象習に対象の方式を表示して、対象習に対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象習に対象の方式を表示して、対象習に対象の方式を表示して、対象の表示して、対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象の方式を表示して、対象の方式を表示しているのでえのでえのえのの方式を表えのでえるのでは、対象の方式を表えるののでえのでえのでえる、対象のの方式を表えるのの方式を表えるののでえるのののでえのののでえるの 読み替える ん四も条 のとする。米の三第一項

2 同上

国外運転免許証の交付

第三十七条の八 同上

現国 に外 受運 くけていた る証免の 許申 の請 種者 類が

類

玉 外運転免許証で運 !転することができる自動車等の

種

4

四

| 5 六

略

官

大型免許

大型車講習

びの険

び知識の安全な運転に必要な技能及の安全な運転に必要な技能及険の予測その他の貨物自動車の運転に係る危

及車危

中型免許

型車講習

びの険

の安全な運転の安全を関するのでである。

転に必要な技能な他の貨物自動を単の運転に係るな

及車危

レーター、 (貨物自1) (貨物自1)

一、視聴覚日動車に限りを

安全な運転に必要な技能
で間における貨物自動

車

0

[略]	は中型第二種免許、大型免許、大型免許、中型免許、中型免許、連中	免許又は牽引第二種免許は中型第二種免許、大型第二種免許及び牽引型免許、大型第二種免許又大型免許、
	二ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車	いう。)のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車国外運転免許証の表紙二ページの裏(以下「二ページ裏」:
		ح
[同上]	免許第二種免許又は中型第二種大型免許、中型免許、中型免許、大型	第二種免許、中型免許、大型免許、中型免許、中型免許、大型免許、中型免許、大型
	I	1.7国

ページ裏

の B С D 及 び D

の各欄に掲げる種類の自動

車

国び う外運の

の転

B、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動免許証の表紙二ページの裏(以下「二ページ

車裏 لح

(講習)

第三十八条 1 2 略

3

法第百八条の二第 略 項第三号に掲げる講習は、 次に定めるところにより行うものとする。

運転シミュー ロレーター、 、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、

事項にあつては、貨物自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。以下この項においの準中型免許の項第三欄第一号から第三号までに掲げる講習事項(同欄第一号に掲げる講習した掲げる講習方法により行うこと。ただし、講習を受けようとする者が準中型免許を受けよに掲げる講習方法により行うこと。ただし、講習を受けようとする者が準中型免許を受けよに掲げる講習方法により行うこと。ただし、講習を受けようよる者が準中型免許を受けよびして行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習を収入の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に 法第百八条の二第 2係るものに限る。)について、同項第四欄に掲げる講習方法により行うこと。うては、貨物自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。以下この項におれ許の項第三欄第一号から第三号までに掲げる講習事項(同欄第一号に掲げる講話であつて、現に普通免許を受けているものであるときは、その者の講習は、同 項第四号に掲げる講習は、 次に定めるところにより行うものとする。

第 同じ。)に 欄 種 類 第 欄 (講習) 第 欄 (講習事 項 四欄 (講習方法)

(講習)

2

3 第三十八条 同上 同 上] 1 同 王

用自 いて行うこと。

四~六 に掲げる講習方法により行うこと。区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項につい区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項についている。 同上 |動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材をあらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、 同上 同表の第四間

4

中型免許	大型免許	第一欄(種類)
中型車講習	大型車講習	第二欄(講習)
び知識の安全な運転に必要な技能及の安全な運転に必要な技能及のを全な運転に必要な技能及の場が自動車の運転に係る危	一 専ら貨物を運搬する構造の 自動車(以下この表において 貨物自動車(以下この表において 貨物自動車の安全な運転に係る自動車 要な技能及び知識 要な技能及び知識 三 路面が凍結の状態にある貨物自動車の安全な運転に必要な技能 合における運転に必要な技能 でにおける運転の危険性にある場合における運転のを全な運転に必要な技能	第三欄(講習事項)
レーター、視聴覚 る。)、運転シミュ 後物自動車に限 車の関連	を 教本、 大型 自動車 に限	第四欄(講習方法)

平成 28 年 7 月 15 日 金曜日

(号外第 157 号)

略

教習指導員

護 運転に関関する知 をつている事項 るの内容と

を用いて行うこと。ター、視聴覚教材等教本、自動車等、運転

常等必要な教は生転シミュレー

間九

以下以上十一

時

第

欄

区

分

第

欄

(講習事項)

第 欄

(講習

方法)

欄 時 間

五

要

安な教習の技能教習に必要な

能必

四

についての知識して必要な教育 教習指導員と

つ関自

いての知識の動車教習所

車の運転技能のである。

5 7 ること。 が 講習時間は、対 略 同(現に普通免許を受けている者に対する当該講習にあつては、大型車講習、中型車講習又は普通車講習にあつては四時間、 は、四時間)とす、準中型車講習に

8

法第百八条の一 第 項第八号に掲げる講習は、 次に定めるところにより行うものとする。

に掲げる時間行うこと。 区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げるではようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に 、同表の第四点に掲げる講習に

欄に

5

7

同上

五

講習時間は、

四時間とすること。

[略]	通輪発型型型免許、準中 大型 免許、準中	第一欄(種類)
	(一) (一) (一) (一)	第二欄(講習)
	応急救護処置に必要な知識 二 前号に掲げるもののほか、 知識 マッサージ及び止血に必要な知識	第三欄(講習事項)
	三時間	第四欄(時間)

=应 略

9 いう。)は、次に定めるところにより行うものとする。 法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習(第十五項にお かいて 指 定自動車教習所職員講習」

る導表

同 同

上 上

9 同 上 页

8 同上 同上

				教習指導員	第一欄(区分)
要な教習の技能 五 技能教習に必	車の運転技能 四 教習指導員と	についての知識して必要な教育 教習指導員と	に関する法令等二 自動車教習所	識 運転に関する知 でいる事項 の内容と	第二欄(講習事項)
				行うこと。行うこと。行うこと。が関するでは、単純のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	第三欄(講習方法)
				間以下 以上十一時	第四欄(時間)

二~四 同上]	[匝식]	通輪免許 無免許、計 無免許、計 、大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第一欄(種類)
		·	第二欄(講習)
		に急救護処置に必要な知識 二 前号に掲げるもののほか、 知識 で急救護処置に必要な知識 で急救護処置に必要な知識	第三欄(講習事項)
		三時間	第四欄(時間)

(号外第 157 号)

				二 ㅡ] 시전테스	12 1	五		10 三 初		
齢者講習であつて、当時者講習であつて、当により認知機能検査のにより認知機能検査のによりに行う高に基づいて行う高になって、当時のは、		一 高齢者講習 (二から)のを除く。)	(区分)	「 いかじめ講習計画を作成し、 であるときは、その者の講 であるときは、その者の講 であるときは、その者の講 であるときは、その者の講 であるときは、その者の講 であるときは、その者の講 であるときは、そのおいる。	高齢者講習は、次に定める・	質時間は、七時間	 四略	初心運転者講習は、次に定に略]	略	要な教習の技能 六 学科教習に必
は道路における自動車等の運転な適性に関する調査でコース又な適性に関する調査でコース又の 自動車等の運転について必要 一 自動車等の運転について必要 一 教本、自動車等、運転適性検	[号を削る。]	一教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教を用いて行うこと。 な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性に関する調査で運転適性を大変適性に関する調査で対する講習にあつて必要な適性に関する調査で運転適との表に払いて同じ。)によるものに基づく指導を含むものであること。	(講習方法)	らかじめ講習計画を作成し、これに基づいて一時間行うこと。 「あるときは、その者の講習は、同項第二欄第一号及び第三号に掲げる講習方法により、「であるときは、その者の講習は、同項第二欄第一号及び第三号に掲げる講習方法により、「おの四の項第一欄に掲げる講習を受けようとする者が、小型特殊免許のみを受けている「かじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。ただし次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、「略」	次に定めるところにより行うものとする。	(原付免許に係る初心運転者講習にあつては		次に定めるところにより行うものとする。		の技能
一時間 (小型特殊免許の 二時間 (小型特殊免許の		同)	第三欄	時間行うこと。一号及び第三号に掲げる講習方法により、あする者が、小型特殊免許のみを受けている者表の第三欄に掲げる時間行うこと。ただし、私同表の第二欄に掲げる講習方法により、あれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あ		ては、四時間)とすること。				
船者講習 により認知機能検査のにより認知機能検査の により認知機能検査の がいて行う高 によりに対して行う高 によりに対して行う高		一 高齢者講習 (法第九十七条の二第一項第三 (法第一条の四別でにより認可して行うものを除るのという)	(区) (区) 横	こ 次の表の第一欄に掲げる一 [同上]	12 1 同 同	五間:二番習時		10 三 [同上]	[同上]	安な教習の技能力を対象である。
しくは道路における自動車等の本適性に関する調査でコース若に関する調査でコース若について必要で調査について必要を監材、視聴覚教材等必要な教査器材、視聴覚教材等必要な教育を開いて行うこと。	三 小型特殊免許以外の第一種免許を含む ・ 小型特殊免許を受けている ・ 小型特殊免許を受けている。	一 教本、自動車等、運転適性検 を含むものであること。 を含むものであること。 を含むものであること。	(講習方法)	画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄		原付免許に係る初心運転者講習にあつては四時間とすること。間は、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る初心タ				1の技能
は、一時間三十分)に対する講習にあつてに対する講習にあつてにあって		同語 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	(時間)	第三欄に掲げる時間行うこと。		とすること。				

という。)を体験させる場合という。)を体験させる場合として国家公安委員会規則で定める活動(以下この項において「活動」める活動(以下この項におい、運転者の資質の向上に資すという。)を体験させる場合	応じ、それぞれ あらかじめ講 [略]	四 項の規定により認知 で行う高齢者 書と を が が と の 規定により 認知 と の は り 認知 と の は り に は り る の は り る の は り る り る り る り る り る り り る り り り り り り	三 も満出三に該齢結に条項法 のでし第つ認者果よ条項法 あたーい知講とりの第一 あたーい知講書を認知第一 を値の第一でであるが、一名 が式二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	を
合 一 教本、運転適性検査器は こ 活動を体験させること。 会規則で定 会規則で定 とする者の選	同表の下欄の方法によること。習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、次に定めるところにより行うものとする。	一 教本、自動車等、視聴覚教材 一 動車等の運転について必要 は道路に関する調車等の運転について必要 は道路に関する調車等の運転 は道路に関する調車でコース必要 は道路に関する調車でコース必要 をさせることによりり行う検査に よるものに基づく指導(個人指 導を含むものに限る。を含むものに限る。)を含むものであること。	一 教本、自動車等、運転適性検 査器材、視聴党党教材等必要な 対を用いて行うこと。	三 認知機能検査の結果に基づく 立まのであること。 立まのであること。 が運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。
uせること。 Hいて行うこと。 地検査器材、視聴覚教材等	、次の表の上欄に掲げる場合に	一 二 時間	でで、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	、 古快 风
	13			
一 違反者講習を受けようとする者の選やいう。)を体験させる場合という。)を体験させる場合に資すがにより、運転者の資質の向上に資すがにより、運転者の資質の向上に資すがにより、運転者の資質の向上に資すがにより	[同七]	[項を加える。]	[項を加える。]	選転を含むもので を含むもので を含むもので を含むもので を含むもので で を含むもので で で で で で で で で で で で り で り で り で り で
二 活動を体験させること。行うこと。				指導を含むものであること。 おり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

			יאנו	20	+ 4	<i>,</i> 73	15 🗆	金甲	ŧЦ	□ 羊 以	(}	ラグト男 IO/ 写)		
3 [略]	うかを判定することによつて行う。 2 前項の認定は、模擬運転装置が第三十三条第五項第一号ホの基準に適合するものであるかど	第三十九条の七 [略]	(運転シミュレーターの型式認定)	三第一項の式により算出した数値が七十六未満であることとする。	(認知機能に関する基準)	第三十八条の九 [略]	3 法第百八条の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算しる。 法第百八条の三の二の規定による通知を受けたするときは、当該やむを得ない理由のあるものは、特定日後にた期間が一月となる日(以下この項において「特定日」という。)までに違反者講習を受けないた期間が一月となる日(以下この項において「特定日」という。)までに違反者講習を受けない。 法第百八条の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算し	第三十八条の四の二 [1・2 略]	(違反者講習通知書)	16 公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習(一)終了証明書若しくは普通車講習、第五項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習終了証明書者しくは別記様式第二十二の十の二の一の世の普通車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の一の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の一の世の普通車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の一の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の一の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の一の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型旅客車講習終了証明書を終了正明書を表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、第九項第一号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習とはいる大型旅客車講習、第九項第一号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習とはいる上記を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	[14 : 15 略]	る査性操車る自 を	オを用ってごうによ。 二 一以外の場合 一 教本、自動車等、運転シミュレーター、	導を含むものであること。 又は筆記による検査によるものに基づく指する調査で運転適性検査器材を用いた検査 一三・自動車等の運転について必要な適性に関
3 [同上]	うかを判定することによつて行う。 2 前項の認定は、模擬運転装置が第三十三条第四項第一号ホの基準に適合するものであるかど	第三十九条の七 [同上]	(運転シミュレーターの型式認定)	[条を加える。]		第三十九条 [同上]	を公安委員会に提出しなければならない。	第三十八条の四の二 [1・2 同上]	(違反者講習通知書)	16 公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型正輪車講習、中型車講習者しくは普通車請習、第五項第一号の表の第二欄に掲げる大型に発車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の二の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の	[4 : 15 同上]	『 りょれ () 見りまれる によっていて必要な適性 性検査器材を用いた検査又は筆記に操作をさせることにより行う検査、 操作をさせることにより行う検査、 事等の運転若しくは運転シミュレー はないでいて必要な適性 のでは、	見悪言教才等必要な教才を用って守うと二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	導を含むものであること。 又は筆記による検査によるものに基づく指 する調査で運転適性検査器材を用いた検査 三 自動車等の運転について必要な適性に関

別記様式第一の三の二 (第六条の三の二関係)

						F	5齡道	重転さ	子等标	東章	請言	ŧ .				
												年		月	日	
L_		<u>公</u>	4	₹ 委	員	会	殿									
住				所												
\$	ŋ	カ	3	な												
氏				名												
生	年	F	į	日												
電	話	#	ř	뮥												
そ	の他	の連	巨轮	先												
						3 7	0歳以	は上で	である	5.						
							(法第	£45€	たの 2	第:	1頭	11号に	該当)			
1					[]	恵覚別	官害又	ては肌	女体ス	下自由	を理由	に普遍	通自動	車対応免	許
申	請	4	î.	由		にま	R(4),									
												52号に				
] \$						以内で	-			
							(法多	£453	その2	第	1頭	3号に	該当)			
免	許訂	Eの	番	뮹	第 -						号		年 公3	月 安委員	日 全交付	
					大	4	準	普	大	中	昔					
免	許	の	種	類			中	ŀ								
_					型	型	型	通	=	二	=					
	用する				['] ا			- '								
1	番号標		示	され												
7	いる番	号			L											
1																
摘				要												

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の口内にレ印を記入すること。
 - 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の二(第六条の三の二関係)

		**************************************	rates veral				
	高	齢運転者等	標草甲	請書	年	月	目
公安委	員会	殿			#	Я	Р
住 所							
<i>ふりがな</i>							
氏 名							
生 年 月 日							
電 話 番 号 その他の連絡先							
申請事由	□ 聴 に条 □ 妊	歳以上である 法第45条の 覚障害又は 件が付され 法第45条の 娠中又は出 法第45条の	2第1 t肢体不 ている 2第1 産後8	自由を 。 項第 2 週間以	理由に普 号に該当 内である	通自動]) 。	 拉対応免許
免許証の番号	第			뮹		月 安委員会	日 交付
免 許 の 種 類	大中型型型	普大通二	中二二	普二二			
使用する普通自動車 の番号標に表示され ている番号							
摘要							

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。
 - 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記録式菓子二の二(菓子八条の二の二、菓二十九条、第二十九条の二関係)

報

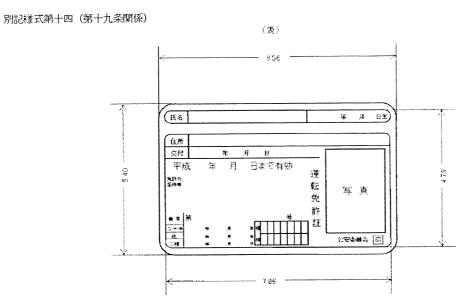
質問業 次の事項について、数当する目にど抑を付けて衝響してください。 1 通索5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。) 口はい 口いいえを展問として、又は原因は明らかでないが、登壊を失ったことがある。 ② 議会5年以内において、構造を展開として、身体の全部又は一部 □はい □いいえ が、一時的に思い通りに勤かせなくなったことがある。 3 - 議去5年以内において、十分な難戦時間を取っているにもかかわ。 らず。日中、活動している数中に眠り込んでしまった網数が週3回 Oはい Oいいぶ 以上となったことがある。 4 通去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 鉄着を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3 日以上続けたことが3回以上ある。 DHY DWA ・病気の治療のため、滋鮮から飲酒をやめるよう助言を受けている にもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控える □はい □いいえ よう助言を受けている。 公安委员会 醇 上紀のとおり回答します。 国各省署名 各質問に対して「はい」と原答しても、歯ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は 既に受けている運転免許を取り消され苦しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、圧動の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) 2 建偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に知せられます。 3 提出しない場合は手続ができません。

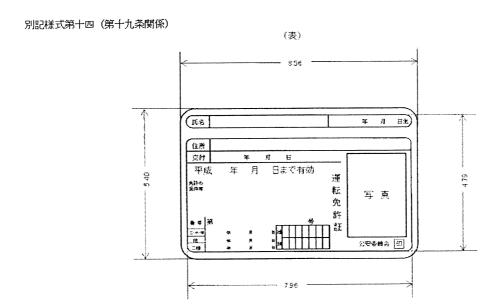
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番をする。

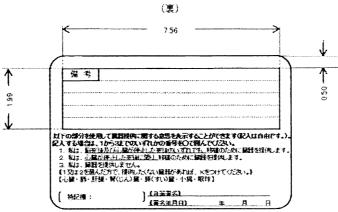
別記様式第十二の二(<u>第十八条の二の二</u>、第二十九条の二関係)

次の事項について、整当する口にノ印を付けて囲管してください。 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。) を原因として、又は原因は明るかでないが、意識を失ったことがある。 ② 適去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部 □はい、□いいえ が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 3 適去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわ らず。日中、括動している最中に戦り込んでしまった囲数が遡3回 □はい □いいえ 以上となったことがある。 4 通去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3 日以上続けたことが3回以上ある。 matur muura ・病気の治療のため、医師から鉄道をやめるよう助言を受けている にもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 5 埃気を埋由として、医師から、運転免許の取得又は運転を接える □はい □いいえ よう動言を受けている。 年 月 日 公安委員会 験 上記のとおり回答します。 国著者署名 (注意事項) 1 各質問に対して「はい」と顕著しても、誰ちに運転免許を拒否著しくは保留され、又は 既に受けている運転免許を取り消され苦しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 提出しない場合は手続ができません。

------鎖者 明紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

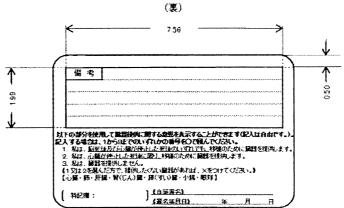






- 備考 1 表側は白色のブラスチック板を、裏側は薄茶色のブラスチック膜を用い、ブラスチック板の裏面にブラスチック膜を貼り付けること。
 - 2 種類像には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許につ いては2番目の項に、<u>準中型免許</u>については3番目の項に、<u>普通免許</u>については4番目の項に、<u>大型特殊免許</u>については5番目の項に、<u>大型二輪免許</u>につい ては6番目の項に、<u>普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許</u>については1番目の項に、<u>原付免許</u>については2番目の項に、 大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許について は 6番目の項に、 $\frac{x_0}{2\pi}$ 引免許又は $\frac{x_0}{2\pi}$ 引第二種免許については 7番目の項に、それぞれ記載すること。
 - 3 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第32条の2第1項の表の偏考一の2に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨を記載すること。
 - 4 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

平成28年7月15日 金曜日



- 備考 1 表側は白色のブラスチック板を、裏側は薄茶色のブラスチック膜を用い、ブラスチック板の裏面にブラスチック膜を<u>はり付ける</u>こと。
 - 2 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許につ いては 2 番目の項に、<u>普通免許</u>については 3 番目の項に、<u>大型特殊免許</u>については 4 番目の項に、<u>大型二輪免許</u>については 5 番目の項に、<u>普通二輪免許</u>につ いては 6 番目の項に、 $\underline{\Lambda$ 型特殊免許</u>については 7 番目の項に、下欄左端から数えて、 \underline{R} 付免許については 1 番目の項に、 $\underline{\widehat{x}}$ 3 月記記については 2 番目の項に、 大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許について は6番目の項に、幸引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
 - 3 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の偏考一の2に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨を記載すること。
 - 4 備考欄には、法第38条第2項に規定する事項、法第34条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十六(第二十条関係)

					Œ ŧā	先许证:	記載事	項叉	更届	4 4.	Ä		9
	公	安美層	龛	22. 3.5									
									温出香 思	3			
œ	新	本籍·	X is	¥						氏 名			
更し	.E/1	匥		所									
変更した事項	16	水籍・	X II	鏡						民名			
視	11.3	Œ		肼									
	交1	计公安计	5 萬	ź						公安	类 賞	弇	
	交行	1年月日	・番	Ģ		年	Я			有效期間 0末日			
現し	夹	it ii	Ħ	æ	粱				***************************************	F			
爱	兔	第一種 免許	امت	Æ		4		A	Ħ		大正	粗和	平 .或
17	許	0 XA	***	مد	大中	1 1	1 1	小质	沙大中		け 大 引 型		
てい	年月	兔許の	: 1 ##	穏	#1 #15	型通物	自自二二	40 f	91 = =	特	51 X O	饭	
\$	B	第一種 免 許	その	他	*****			月	B		大正	超和	平成
急	穣	第二種	挽	1 4		年		A	日		大正	相如	平級
	無	僚 尭	:	i#		年		Я	Ē	************************			平成
	兔	許の	衆	f‡									***********

- (構考 1 本籍・開籍等職には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す結婚を○で因むこと。
 - 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、親に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・番号及び免許証番号のみを記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十六(第二十字関係)

[***************************************						····			
						3	運転免許	証記!	茂事 項	更到	巨层						
	バ	9	94 ZZ	: 4	<u>ب</u>									年	Я		8
	J.4.	ж :	ec .=		× ,	52					扁出者	氏4	S.				
		*	籍・	Q	1 88	等							ĸ	名			
更し	3 f	住				所											
変更した事項		*	::	G	日籍	₩							æ	名			
項	Ħ	ſĖ				PH			***************************************								
	交.	付立	. ,废	20	Ę	会							2	÷ %	委	3 5	i .
	交:	付年	月E	3	・ 番	导		年	Я		Ħ	有の	オ朝! ヤ日	¥¶			
现	先	許	Œ		₩	彛	第		••••••••••			********	号		************	*******	*******
に受	兌	第" 克	·雅 許		[بت	→ #	y * * * ,	年	••••••	Ħ		Ħ			大正	昭和	平成
Ł÷	許					'	大中音	1 1	1 1	原	紗大	Ġ	- 1	- 1	19 7	- 1	22
てい	年月	兔	ă†	0>	**	類	발 및 계	特二		付	31 <u>-</u>	=	_	特二	51 5 0	1	1;
õ	B	第-	種詩		そ々)他		年	11	Ħ	L	8			大正	留和	平級
免許	æ	第		捶	兔	評		年	****	月		8			大正	82	平成
	Ħ	仮		完 完		許		. 年		Ħ	***************************************	Ħ			L	L	平成
	£.	許	め		*	f‡			·····			******	**********	******	***************************************	*******	

- 鎖毒 1 本籍・国籍等職には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す暗譜を○で囲むこと。
 - 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、現に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・乗号及び免許証券号のみを記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

						運転免	许证书	交付	串腳	5書		4	¥.		月	Ē	7
1 E	名名	*	<u>月</u> 生 年	会 第 5 月	<u>}</u>						T	Ž¥.		, F	1		
本	糖		Œ	15	*						<u></u>	·		<u></u>			
往	74		2004	26	所												
	7 6t	* B	1 9# vt	・み環							**********	*****	~~~~		******		
				委員						*******							
											有	自制	9				
	交:	付年	月日	- 警	琴	平成	奪	月		日		ŧ E					
環	#	- 17	1E	₩	몫	領				-çç	1	, . ,	1				*****
60	/	¥2		I							•••••	*******			大	62	T
愛	髡	ÝŁ.	許	Z-//\	-原		年			月			13	3	Æ	和	5
it	許	-		L		大井油	+	大管	14	康	11大	tật	1	×	24	大门	٠,
7	年	4	動物	0 種	*6	[] [自自					~			fi) 5	14
ų,		/6	#1, -	. ,	200	w w a	. []		特	(1) A	1 =	-		700		假的	5
ව		第-	_18i	Ι					.1			1L			大	183	1
免.		免	#	その	他		年	•		月			ž.	Ž	Œ	*11	15
許		-		l		 									大	68	23
Ψ,	類	新	_ = #	重 兔	47		年			月			ž	2	ΙE	和	E
	200											******			L	1	12
		987	5	ŧ.	許		年			Ħ			21.4	3			15
	免	<u> </u>	Ø		停												1
					(Ξ	の線から	下汽车	ict	しさ		(دع	^ ~	~ -				~ ~ .
F. 4		主年	月日							年		Ħ			듸		

交			- 行 #	月	H	年 f. c有効	<u> </u>		3		=_		1 2	Į.	A		
A.	₹ の ;	条件 3	Ŧ														
*						9.0									<u> </u>		····
1	ex.	2.	生年	= H	水 面	· (1)		往鄉	翻討	群	₹ 85.	から	小集	1700		t.	X.
	12.19	YO PO	***	スメン		日本の日											
2	4%	7 3															
3	*	許年	月日	・練器	機:	4、年月日	日を記 rこと	数す	् इ.स	か、	疾治で	101	¥#	及	び現	に受	47

別記様式第十八の六(第二十九条の二の四関係)

	臨時認知機能検査通知書			
		年	月	目
住 所	殿			
		公安	委員会	即
しますので通知しま	を受けてから1か月以内に、やむを得な	い理由なく		
臨時認知機能検査 行う理由	<u>*</u>		,	
臨時認知機能検査の場所	מ			
備考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメート ルとすること。

[様式を加える。]

別記様式第十八の七(第二十九条の二の五関係)

	臨時高齢者講習通知	書	
		年 月	日
住 所	殿		
		公安委員会	印
ますので通知します。なお、この通知を	の7第4項の規定による臨時高 受けてから1か月以内に、やむる が取り消される ら許の効力が停止されることと	と得ない理由なく臨	
臨時高齢者講習を行 う理由			
臨時高齢者講習の場 所			
備考			
<u> </u>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

[様式を加える。]

(号外第 157 号)

別記様式第十九の三の六(第三十条の七関係)

交(付	日	時		年		月		日			午晨	[8	诗		分
出	Œ.	日	時	ı	年		月		日			午餐	į	B	诗		分
出	頭	場	所														
交付 階級																	E
氏名	生月		年日		年		F	1		日:	生	(岗	ţ)		職業	
	本		籍														
	住		所														
	免	許	āI		第 平成	年	F		Ħ		Ę		安建	2日:	会交	付	
免	第		種		· /\	. [平成		年		月			Ħ	
踅	免		許		<u></u>		九 昭	和・	平成	:	年		月			H H	
免許年月日	第		Ξ	種	免	1	1 昭	和・	平成	:	年		月			日	
免	i	<u></u>		の	種	*	種類	지	中準型型型	-	Ti	大普里二	小原特化	まけ	大二	中二	普大特ニ
免	i	午		か	条	ſ²	‡	•		-							
 免 許 の 条 件 備考 1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時(あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間となります。 2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。 3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければ 																	

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

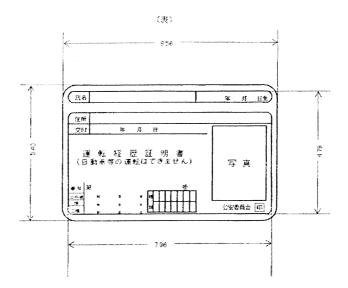
 - 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の六(第三十条の七関係)

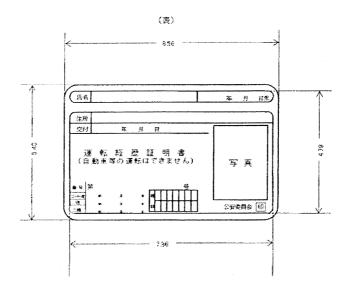
				免	許	証 保	管	ĒΙ	番)	号)					
交	付	3 8	寺		年	月		日			午	可妥		時		3
出	頭	3 6	寺		年	月		日			午			時		3
出	頭:	易序	ifi													
交付:																Œ
氏名		年日	Г	年		月			日生	(歳)	職業		
	本	籍														
	住	所														
	免記	新証	-	第 平成	年	. 月		日		ଟ	公	女委	員会		付	
免	第-	- 種		· 小·	原			戈	年		月			日		
光許年月日	免	許	そ	の	他	昭和	・平原		年		月			日		
月日	第	=	種	免	許	昭和	・平原	戈	年		月			日		
免	許	o	י	種	類	種大類型	中型	音 オ	大自二	普目二	小特	原付	け 引	大 二	中二	普子
免	許	0	D	条	件			•								
- た 時 2	この指:) こる	定さ での「 保管」 きは、	れた 間と 証は 必	日時ま なりま 、有効 ず携帯	でい す。 期間 して	は、あた C指定で 間中は近 で満了し	れた	造許証	iに出 Eとみ ませ	頭 頭 な ん。	した	と さ	きは 5の	~ ÷	その	出頭ら、

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、 その他の略語の上部に「O」をそれぞれ記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(号外第 157 号)

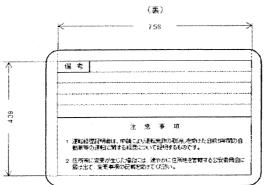


別記様式第十九の三の十(第三十条の十一関係)

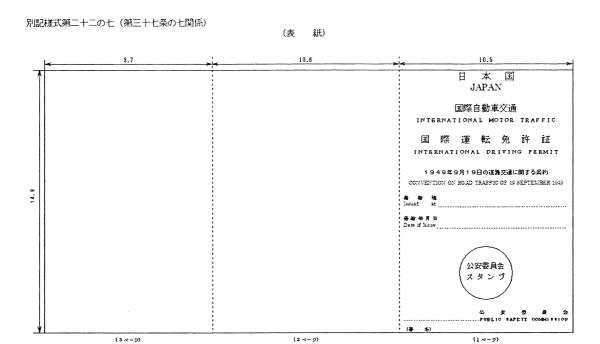


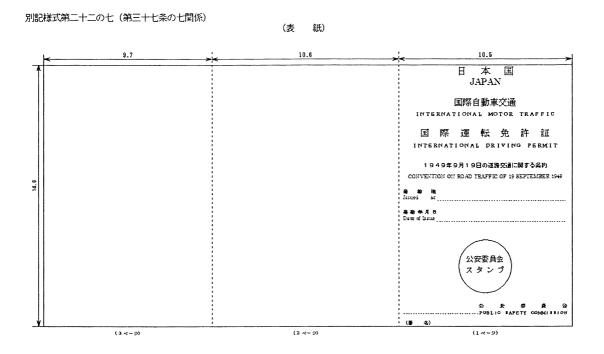


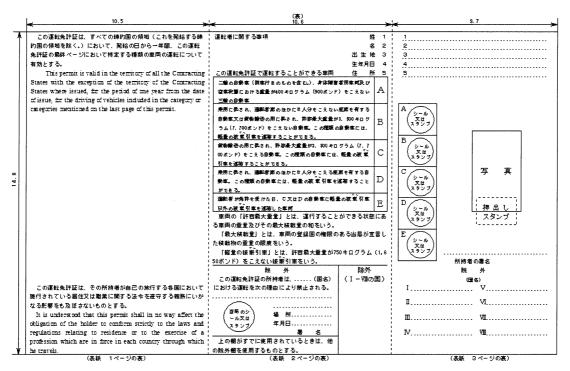
- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
 - 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、<u>準中型免許</u>については3番目の項に、<u>普通免許</u>については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、<u>市通二輪免許</u>については7番目の項に、下欄左端から数えて、<u>小型特殊免許</u>については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、<u>常引免許又は牽引第二種免許</u>については7番目の項に、それぞれ記載すること。
 - 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
 - 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、<u>普通免許</u>については3番目の項に、<u>大型特殊免許</u>については4番目の項に、<u>大型二輪免許</u>については5番目の項に、<u>普通二輪免許</u>については6番目の項に、<u>小型特殊免許</u>については7番目の項に、下欄左端から数えて、<u>原付免許</u>については1番目の項に、<u>挙引免許</u>については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、<u>攀引第二種免許</u>については7番目の項に、それぞれ記載すること。
 - 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

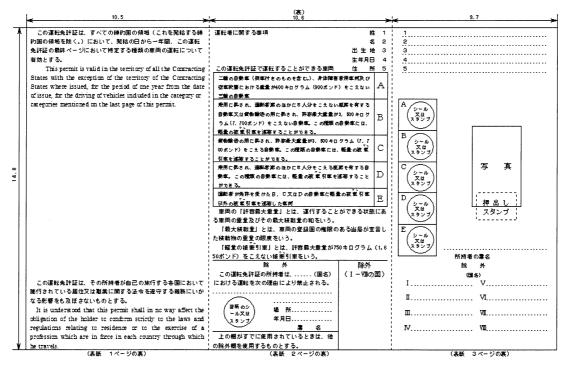






- 備考 1 表紙は灰色の厚紙とし、追補ページは白色の洋紙とする。

 - 2 表紙タインの表が支援するページの表といる情報、フランス語で作成する。 3 表紙タページの表の本文を日本語、英語、スペイン語、ロシア語、中国語及びアラビア語で作成した途様ページを表紙1ページの表と表紙タページの表との内側の折目と一致するようにつづり込む。 4 記入事項は、ローマ字つづり又は英語で記載する。



- 1 表紙は灰色の厚紙とし、追補ページは白色の洋紙とする。

 - 2 表紙をページの表別が表展が表紙3ページの表は、フランス語で作成する。 3 表紙2ページの表の本文を日本語、英語、スペイン語、ロシア語<u>及び中国語</u>で作成した途補ページを表紙1ページの表と表紙2ページの表との内側の折目と一致するようにつつり込む。 4 記入事時は、ローマ字つつり又は英語で記載する。 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十二の十の二の三(第三十八条関係)

官

第 号

準中型車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条 の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習(準中型車講習)を終了した者である ことを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

[様式を加える。]

別記様式第二十二の十の二の四(第三十八条関係)

第 号

普通車講習終了証明書

住 所 氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条 の2第1項第4号に掲げる講習(普通車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会「印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の二の三(第三十八条関係)

第 号

普通車講習終了証明書

住 所 氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習(普通車講習)を終了した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の七(第三十八条関係)

平成 28 年 7 月 15 日 金曜日

高齢者講習終了証明書 住 所 氏 名 年 月 日生 上記の者は、 月 日道路交通法第108条の2第 《運路交通治療行用影集88条第18項第2号の表の1の項に掲げる講習》 1項第12号に掲げる講習(運貨交通治療が景景製設会第13項第2号の表の25項に表げる講習)を 《道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の3の項に掲げる講習》 《道路交通出施行策略第38条第12項第2号の表のもの項に掲げる講習: 終了した者であることを証明する。 年 月 日 公安委員会 🗊

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の七(第三十八条関係)

第 高齡者講習終了証明書 住 所 氏 名 月 日生 年 年 月 日道路交通法第108条の2第 上記の者は、 1項第12号に掲げる講習 (最短線を検査が正葉に基づって行う集音以外の集音)を (藍 知 株 能 検 査 の 結 果 に 基づい て 行う 賞 音) 終了した者であることを証明する。 年 月 日 公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十三 (第三十八条の六関係)

				免	許	ŝŒ	保	管		ŧΕ	(番号)			
·····································	寸 E	時	平成		年		月			日	午 行 後	時	分		
交付? 階級2															(F)
氏名	生年	月日		年		月	日	生	(歳)	職業			出	頭
	本	籍											日 8	寺	場
	住	所												L	所
	免	許証		第							号				
	.		平成	3	Ŧ	月		Ħ	Ÿ	安委	受会員	付			

\lceil	~~~	~~~	~~	\sim	~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~	~~	~~	~~	~~	~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
有	効	期	ß	艮	平成			年				月	-				日	備考
免	第一種免許	Ξ.	1/1-1	亰	昭和	• 2	平成	į	î	F.		月			日			1 この保管証は、有効 期間中は運転免許証と
免許年月日	禁 元	そ	のイ	也	昭和	• 3	平成	į	ź	F.		月			日			みなされるものですから、運転するときは、 必ず携帯していなけれ
召	第二	種	免記	午	昭和	• 1	平成		î	F.		月			日			必ず携帯していなけれ
免	許の	D Æ	重为	頶	有無種 類	大	1		大人自己		П	- 1	to m	天こ	‡ 	**************************************	大け引ニ	2 運転免許証は、あな 会計では、あな たが指定された日本及 で場所に出頭がある。 では である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。
免	許 0	りぎ	R (牛				,										に、この保管証と引換 えに返還します。

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。
 - 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」
 - を、その他の略語の上部に「O」をそれぞれ記載すること。

別記様式第二十三(第三十八条の六関係)

						免	許	証	保	管	証	(番号	;)			
······交	付	ı	3	時	平成		年		月		日	午後	時	:	分	
	 及															(EI)
氏名	1	生生	F.月	日		年		月	日	生 (歳)	職業			出	頭
		本		籍										日	時	場
		住		所												所
	1	免	許	îE	平成	第	年	月		日	公安委	号	交付			
~~~		~~	~~	~~~	l	~~~	~~~	~~~		~~~	~~~~	~~~~	~~~~	1		~~~~~

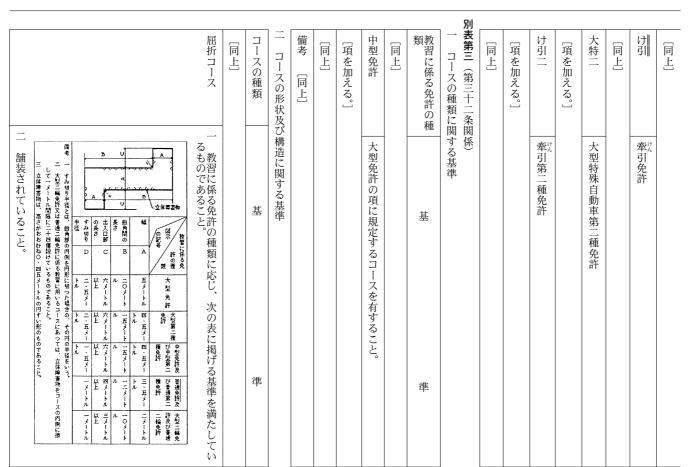
有	効	期	F	狠	平成			4	Ξ.			月		E	3	備考
免	第一種免許	二.,	11	原	昭和	• म	成		年		月		E	i		1 この保管証は、有効 期間中は運転免許証と
免許年月日	辞 元	そ(の(他	昭和	• মৃ	成		年		月		E	Í		し みなされるものですか
倡	第二	種:	免	許	昭和	• मृ	成		年		月		E	i		ら、運転するときは、 必ず携帯していなけれ
免	許の	D 種	E 3	類	有無種 類	天型	1 1	扩 大	大畠こ	計) 기	k # = =	音 大	t (†	はなりません。 2 運転免許証は、あな たが指所にとい頭したと引 で場所に出頭したと引き に、この保管証と引
免	許の) 弇	\{\)	件												に、この保管証と引換 えに返還します。

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。
 - 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」 を、その他の略語の上部に「O」をそれぞれ記載すること。

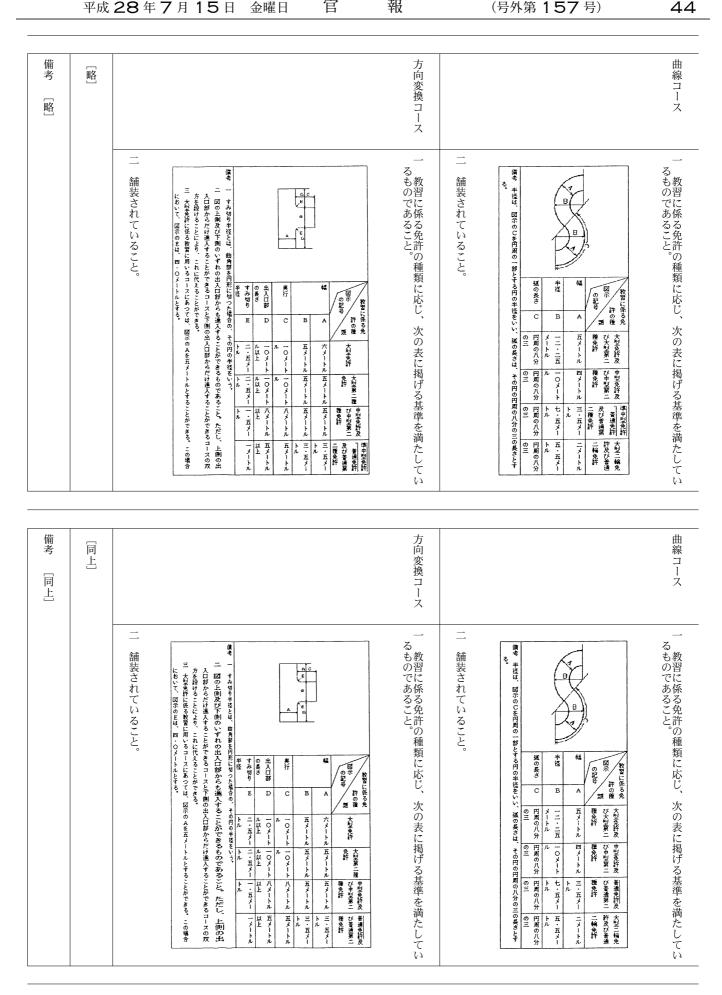
別表第二 (第十九条関係)	(条)	別表第二 (第十九条関係)	· (条)
略語	意味	略語	意
[略]		[同上]	
中型	中型自動車免許	中型	中型自動車免許
準中型	準中型自動車免許	[項を加える。]	
略		[同上]	
[項を削る。]		け 引	牽引免許
略		同上	-
大特二	大型特殊自動車第二種免許	大特二	大型特殊自動車第二種免許
け 引	牽引免許	[項を加える。]	
け引二	牽引第二種免許	け引二	牽引第二種免許
引 引	牽引免許及び牽引第二種免許	[項を加える。]	
[略]		同上	
中型車(8t)	○○○キログラム未満及び乗車定員一○人以下のものに限る。)中型自動車(車両総重量八、○○○キログラム未満、最大積載量五、	中型車(8t)	○○○キログラム未満及び乗車定員一○人以下」中型自動車(車両総重量八、○○○キログラム
準中型車	準中型自動車	[項を加える。]	
準中型車 (5 t)	量三、○○○キログラム未満のものに限る。)準中型自動車(車両総重量五、○○○キログラム未満及び最大積載	[項を加える。]	
[略]		[同上]	
A T 車	AT機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車等	A T 車	等しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しオートマチック・トランスミッションその他のクラッケ
[略]		[同上]	
補聴器	に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊	補聴器	上に補う補聴器を使用すること。は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型
特定後写鏡等	こと。準中型自動車又は普通自動車を運転中は、特定後写鏡等を使用する	特定後写鏡	普通自動車を運転中は、特定後写鏡を使用すること。
[略]		[同上]	
別表第二の二(第三十条の	条の十一関係)	別表第二の二(第三十	条の十一関係)
略語	意味	略語	意
[略]		[同上]	
中型	中型自動車免許	中型	中型自動車免許
準 中型	準中型自動車免許	[項を加える。]	

	屈折コース	「各」	二 コースの形状及び構造に関	備考[略]	[略]	準中型免許	中型免許	略	類習に係る免許の種	別表第三(第三十二条関係)	略	引二	け引二	け	大特二	略	[項を削る。]	[略]
### () () () () () () () () ()	るものであること。 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしてい	基	構造に関する基準			大型免許の項に規定するコースを有すること。	大型免許の項に規定するコースを有すること。		基	する基準		牽引免許及び牽引第二種免許	室引第二種免許	常引免許	大型特殊自動車第二種免許			

報



金曜日



i	I MY INC. BA		7	8	1 15
	普通免許	A T限定養通免許	11	8	19
	C. Butter & A. Bu				
	大型特殊充計	「又は大型特殊第二種免許 「ションの 1985年 (三型株式会話で) シント	13	18	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	21	18	39
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
		F又は普通二輪免許	19	18	37
	普通第二種兒		7	4	11
		AT限定普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	なし		18	23	41
	普通免許		4	9	13
		AT限定普通免許	8	9	17
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	13	18	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	18	23	41
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型二輪免許	F又は普通二輪免許	16	23	39
	普通第二種角	許	4	5	9
		AT限定普通第二種免許	8	5	13
普通免許(A	なし		15	19	34
T限定普通免	大型特殊免許	アンドマング マングラ マングラ マング	11	15	26
許を除く。)		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	15	19	34
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型二輪免許	F又は普通二輪免許	13	19	32
AT限定普通	なし		12	19	31
免許	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	8	15	23
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	12	19	31
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型二輪免許	T又は普通二輪免許	10	19	29
大型特殊免許	なし		6	6	12
(カタピラ限	大型免許、中	型免許、準中型免許、普通免許、大	3	3	6
定大型特殊免	型第二種免許	F、中型第二種免許又は普通第二種免			
許を除く。)	許				
,	大型二輪免許	 F又は普通二輪免許	5	5	10
カタピラ限定	なし		1	0	10
大型特殊免許		型免許、準中型免許、普通免許、大		<u> </u>	5
		ド、中型第二種免許又は普通第二種免			
İ	至第二程咒	T、中主第一個光計人は首題第二種光 			l

<u>別表第四</u>(第三十三条関係)

一 技能教習の教習時間の基準

			教習	時間 (時限	数)
教習に係る免 許の種類	現に愛	受けている免許の有無及び種類	基本操作 及び基本	応用走行	ī†
			走行		
大型免許	なし		26	27	53
	中型免許		5	9	14
		中型車(8 t)限定中型免許	8	12	20
		A T 中型車(8t)限定中型免許	12	12	24
	準中型免許		10	13	23
		準中型車(5 t)限定準中型免許	11	15	26
		AT準中型車(5 t)限定準中型免許	15	15	30
	普通免許		12	18	30
		AT限定普通免許	16	18	34
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許	28	27	53
	大型二輪免討	アスは普通二輪免許	24	27	51
	中型第二種兒	許	5	9	14
		中型車(8 t)限定中型第二種免許	8	12	20
		AT中型車(8 t)限定中型第二種 免許	12	12	24
		準中型車(5 t)限定中型第二種免許	12	14	26
		AT準中型車(5 t)限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種兒	許	12	14	26
		AT限定普通第二種免許	16	14	30
中型免許	なし		21	18	39
	準中型免許		5	4	9
		準中型車(5 t)限定準中型免許	5	6	11
		AT準中型車(5 t)限定準中型免許	9	6	15

許を除く。)		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	15	19	34
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型二輪免許		13	19	32
	普通二輪免許	:	13	19	32
AT限定普通	なし		12	19	31
免許	大型特殊免許	又は大型特殊第二種免許	8	15	23
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	12	19	31
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型二輪免許		10	19	29
	普通二輪免許		10	19	29
大型特殊免許	なし		6	8	12
(カタピラ限	大型免許		3	3	6
定大型特殊免	中型免許		3	3	6
許を除く。)	普通免許		3	3	6
	大型二輪免許		5	5	10
	普通二輪免許		5	5	10
	大型第二種免	許	3	3	6
	中型第二種免	許	3	3	6
	普通第二種免	許	3	3	6
カタピラ限定	なし		1	0	10
大型特殊免許	大型免許			ō	5
	中型免許			5	5
	普通免許			5	5
	大型二輪免許	:	1	3	8
	普通二輪免許		1	3	8
	大型第二種免	許		5	5
	中型第二種免	許		5	5
	普通第二種免	許		5	5
大型二輪免許	なし		16	20	36
(AT限定大	大型免許		14	17	31
型二輪免許を	中型免許		14	17	31
除く。)	普通免許		14	17	31
	大型特殊免許	又は大型特殊第二種免許	14	17	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	16	20	36
		ピラ限定大型特殊第二種免許			

<u>別表第四</u>(第三十三条関係)

			教習時間(時限数)		
教習に係る免	現に受けている免許の有無及び種類		基本操作		
許の種類	現に3	だけている発計の有無反び程規	及び基本	応用走行	計
			走行		
大型免許	なし		26	27	53
	中型免許		5	9	14
		中型車(8 t)限定中型免許	8	12	20
		AT中型車(8 t)限定中型免許	12	12	24
	普通免許		12	18	30
		AT限定普通免許	16	18	34
	大型特殊免許	中又は大型特殊第二種免許	18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	26	27	53
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型二輪免討	Ť	24	27	51
	普通二輪免許	24	27	51	
	中型第二種免	Ł#	5	9	14
		中型車(8 t)限定中型第二種免許	8	12	20
		AT中型車(8 t)限定中型第二種	12	12	24
		免許			
	普通第二種免許		12	14	26
		AT限定普通第二種免許	16	14	30
中型免許	なし		21	18	39
	普通免許		7	8	15
		AT限定普通免許	11	8	19
	大型特殊免許	T又は大型特殊第二種免許	13	18	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	21	18	39
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型二輪免許	Ť	19	18	37
	普通二輪免討	Ť	19	18	37
	普通第二種免	は許	7	4	11
		AT限定普通第二種免許	11	4	15
普通免許(A	なし		15	19	34
T限定普通免	大型特殊免許	T マンスは大型特殊第二種免許	11	15	26

を除く。)	1				1
AT限定普通	なし		5	10	15
二輪免許	大型免許、中	型免許、準中型免許、普通免許、大	5	8	13
	型第二種免許	F、中型第二種免許又は普通第二種免			
	許				
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	5	8	13
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	5	10	15
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
小型限定普通	なし	k	6	6	12
二輪免許	大型免許、中	型免許、準中型免許、普通免許、大	5	5	10
	型第二種免許	F、中型第二種免許又は普通第二種免			
	許				
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	5	5	10
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	6	6	12
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
AT小型限定	なし		3	6	9
普通二輪免許	大型免許、中	型免許、準中型免許、普通免許、大	3	5	8
	型第二種免許	F、中型第二種免許又は普通第二種免			
	許				
	大型特殊免許	又は大型特殊第二種免許	3	5	8
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	3	6	9
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
牵引免許	大型免許、中	型免許、準中型免許、普通免許、大	5	7	12
	型特殊免許、	大型第二種免許、中型第二種免許、			
	普通第二種兒	許又は大型特殊第二種免許			
大型第二種免	大型免許		8	10	18
許		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		中型車(8 t)限定中型免許	12	17	29
		AT中型車(8 t)限定中型免許	16	17	33
	準中型免許		13	17	30
		準中型車(5 t)限定準中型免許	15	19	34
		A T準中型車(5 t)限定準中型免	19	19	38
		群			
	普通免許		15	19	34

	許	I			
	大型二輪免許	F又は普通二輪免許		3	8
大型二輪免許	なし		16	20	36
(AT限定大	大型免許、申	型免許、準中型免許、普通免許、大	14	17	31
型二輪免許を	型第二種免許	片、中型第二種免許又は普通第二種免			
除く。)	許				
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	14	17	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	16	20	36
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	普通二輪免許	Ŧ	5	7	12
		AT限定普通二輪免許(AT小型限	9	7	16
		定普通二輪免許を除く。以下この表			
		において同じ。)			
		小型限定普通二輪免許(AT小型限	9	11	20
		定普通二輪免許を除く。以下この表			
		において同じ。)			
		AT小型限定普通二輪免許	13	11	24
A T限定大型	なし	I	9	20	29
二輪免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大		7	17	24
	型第二種免討	r、中型第二種免許又は普通第二種免			
	大型特殊免許	ryは大型特殊第二種免許	7	17	24
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	9	20	29
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	普通二輪免許	†	3	6	9
		AT限定普通二輪免許	4	6	10
		小型限定普通二輪免許	в	11	17
		AT小型限定普通二輪免許	7	11	18
普通二輪免許	なし		9	10	19
(AT限定普	大型免許、中	型免許、準中型免許、普通免許、大	9	8	17
新二輪免許、	型第二種免許	午、中型第二種免許又は普通第二種免			
小型限定普通	許				
		守又は大型特殊第二種免許	9	8	17
AT小型限定		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	9	10	19
	1	ピラ限定大型特殊第二種免許			l

AT限定普通	なし		5	10	15
二輪免許	大型免許		5	8	13
	中型免許		5	8	13
	普通免許		5	8	13
	大型特殊免許	又は大型特殊第二種免許	5	8	13
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	5	10	15
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型第二種免	許	5	8	13
	中型第二種免	.if	5	8	13
	普通第二種免	許	5	8	13
小型限定普通	なし		6	6	12
二輪免許	大型免許		5	5	10
	中型免許		5	5	10
	普通免許		5	5	10
	大型特殊免許	又は大型特殊第二種免許	5	5	10
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	6	6	12
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型第二種免	大型第二種免許		5	10
	中型第二種免許		5	5	10
	普通第二種免許		5	5	10
AT小型限定	なし		3	6	9
普通二輪免許	大型免許		3	5	8
	中型免許		3	5	8
	普通免許		3	5	8
	大型特殊免許	文は大型特殊第二種免許	3	5	8
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	3	6	9
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	大型第二種免	許	3	5	8
	中型第二種免	許	3	5	8
	普通第二種免	.if	3	5	8
牽引免許	大型免許		5	7	12
	中型免許		5	7	12
	普通免許	Transcription of the control of the	5	7	12
	大型特殊免許	T又は大型特殊第二種免許	5	7	12
	大型第二種免許		5	7	12

	普通二輪免許		5	7	12
		AT限定普通二輪免許(AT小型限	9	7	16
		定普通二輪免許を除く。以下この表			
		において同じ。)			
		小型限定普通二輪免許(AT小型限	9	11	20
		定普通二輪免許を除く。以下この表			
		において同じ。)			
		AT小型限定普通二輪免許	13	11	24
	大型第二種免	許	14	17	31
	中型第二種角	許	14	17	31
	普通第二種免	許	14	17	31
AT限定大型	なし		9	20	29
二輪免許	大型免許		7	17	24
	中型免許		7	17	24
	普通免許		7	17	24
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	7	17	24
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	9	20	29
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	普通二輪免許	F	3	6	9
		AT限定普通二輪免許	4	6	10
		小型限定普通二輪免許	6	11	17
		AT小型限定普通二輪免許	7	11	18
	大型第二種兒	許	7	17	24
	中型第二種免	群	7	17	24
	普通第二種免	許	7	17	24
普通二輪免許	なし		9	10	19
(AT限定普	大型免許		9	8	17
通二輪免許、	中型免許		9	8	17
小型限定普通	普通免許		9	8	17
二輪免許及び	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	9	8	17
AT小型限定		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	9	10	19
普通二輪免許		ピラ限定大型特殊第二種免許			
を除く。)	大型第二種免	.IF	9	8	17
	中型第二種免	iii)	9	8	17
	普通第二種免	.if	9	8	17
	L				

1		A T 準中型車(5 t)限定準中型免	12	10	22
		許			
	普通免許		8	13	21
		AT限定普通免許	12	13	25
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	20	26	46
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	24	30	54
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
AT限定普通	大型免許		8	10	18
第二種免許	中型免許		8	10	18
		中型車(8 t)限定中型免許又はA	8	10	18
		T中型車(8 t)限定中型免許			
	準中型免許		8	10	18
		準中型車(5 t)限定準中型免許	8	10	18
		AT準中型車(5 t)限定準中型免	8	10	18
		許			
	普通免許		8	13	21
		AT限定普通免許	8	13	21
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	17	26	43
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	21	30	51
		ピラ限定大型特殊第二種免許			

平成28年7月15日 金曜日

- 備考 1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。
 - 2 この表に定める教習時間の時限数は、教習を受ける者の技能の修得状況に応じ延長 するものとする。
 - 3 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有 無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。
 - 4 この表において、中型車(8 t)限定中型免許又は中型車(8 t)限定中型第二種 免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車を車両総重量8,000キログラム未 満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限る中型免 許又は中型第二種免許をいう。
 - 5 この表において、AT中型車(8 t)限定中型免許又はAT中型車(8 t)限定中 型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車並びに準中型自動車及 び普通自動車を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量8 ,000キログラム未満、最大稽載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自 動車並びにAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び 普通自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

I	1	AT限定普通免許	19	19	38
	大型特殊免許	 F又は大型特殊第二種免許	23	29	52
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	31	29	60
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	中型第二種兒	i. Lift	5	9	14
		中型車(8 t)限定中型第二種免許	8	12	20
		AT中型車(8 t)限定中型第二種	12	12	24
		免許			
		準中型車(5 t)限定中型第二種免	12	14	26
		許			
		A 丁準中型車(5 t)限定中型第二	16	14	30
		種免許			
	普通第二種兒	eiff	15	14	29
		AT限定普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免	大型免許		8	10	18
許	中型免許		8	10	18
		中型車(8 t)限定中型免許	10	13	23
		AT中型車(8 t)限定中型免許	14	13	27
	华中型免許		11	13	24
		準中型車(5 t)限定準中型免許	12	16	28
		AT準中型車(5 t)限定準中型免	16	16	32
		許			
	普通免許		12	16	28
		AT限定普通免許	16	16	32
	大型特殊免許	アンスト マンス	22	26	48
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	30	26	56
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	普通第二種兒	許 ————————————————————————————————————	7	4	11
		AT限定普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免	大型免許		8	10	18
許(AT限定	中型免許		8	10	18
普通第二種免		中型車(8 t)限定中型免許	8	10	18
許を除く。)		AT中型車(8 t)限定中型免許	12	10	22
	华中型免許		8	10	18
		準中型車(5 t)限定準中型免許	8	10	18

1	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	20	26	46
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	24	30	54
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
AT限定普通	大型免許		8	10	18
第二種免許	中型免許		8	10	18
		中型車(8 t)限定中型免許	8	10	18
		AT中型車(8 t)限定中型免許	8	10	18
	普通免許		8	13	21
		AT限定普通免許	8	13	21
	大型特殊免許	F又は大型特殊第二種免許	17	26	43
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	21	30	51
		ピラ限定大型特殊第二種免許			

- 備考 1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。
 - 2 この表に定める教習時間の時限数は、教習を受ける者の技能の修得状況に応じ延長 するものとする。
 - 3 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有 無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。
 - 4 この表において、中型車 (8 t) 限定中型免許又は中型車 (8 t) 限定中型第二種 免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車を車両総重量8,000キログラム末 満、最大種載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限る中型免 許又は中型第二種免許をいう。
 - 5 この表において、AT中型車(8 t)限定中型免許又はAT中型車(8 t)限定中 型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車及び普通自動車を、オ ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られ ておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5, 000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車並びにオートマチック・トラン スミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作 装置を有しない普通自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。
 - 6 この表において、AT限定普通免許又はAT限定普通第二種免許とは、それぞれ運 転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラ ッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車 に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。
 - 7 この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許 とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自 動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。

	中型第二種	免許	5	7	12
	普通第二種:	免許	5	7	12
大型第二種免	大型免許		8	10	18
许		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		中型車(8 t)限定中型免許	12	17	29
		A丁中型車 (8 t) 限定中型免許	16	17	33
	普通免許		15	19	34
		AT限定普通免許	19	19	38
	大型特殊免	作又は大型特殊第二種免許	23	29	52
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	31	29	60
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	中型第二種	免許	5	9	14
		中型車 (8 t) 限定中型第二種免許	8	12	20
		AT中型車 (8 t) 限定中型第二種	12	12	24
		免許			
	普通第二種:	免許	15	14	29
		AT限定普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免	大型免許		8	10	18
許	中型免許		8	10	18
		中型車(8 t)限定中型免許	10	13	23
		A丁中型車(8 t)限定中型免許	14	13	27
	普通免許		12	16	28
		AT限定普通免許	16	16	32
	大型特殊免	许又は大型特殊第二種免許	22	26	48
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタ	30	26	56
		ピラ限定大型特殊第二種免許			
	普通第二種	· 免許	7	4	11
		AT限定普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免	大型免許	1	8	10	1,8
許(AT限定	中型免許		8	10	18
普通第二種免		中型車(8 t)限定中型免許	8	10	18
許を除く。)		A T 中型車(8 t) 限定中型免許	12	10	22
	普通免許		8	13	21
		AT限定普通免許	12	13	25

許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車(5 t)限定中型第二種 免許を除く。)を受けている者、AT中型車(8 t)限定中型免許又は準中型車(5 t) 限定準中型免許を受け、かつ、準中型車(5 t) 限定中型第二種免許(AT準中 型車 (5 t) 限定中型第二種免許を除く。) を受けている者及びAT準中型車 (5 t)限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車(5 t)限定中型第二種免許又は普通 第二種免許(AT限定普通第二種免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する 大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免 許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許 の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

平成28年7月15日 金曜日

二 学科教習の教習時間の基準

******		教習時間 (時限数)			
教習に係る免	現に受けている免許の有無及び種類	学科 学科			
許の種類		(-)	(=)	dž	
大型免許	なし	10	16	26	
	中型免許、準中型免許(準中型車(5 t)限定準		0	0	
	中型免許及びAT準中型車(5 t)限定準中型免				
	許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二種免				
	許				
	準中型車(5 t)限定準中型免許、AT準中型車	0	1	1	
	(5 t) 限定準中型免許、普通免許、大型二輪免				
	許又は普通二輪免許				
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二	0	4	4	
	種免許				
中型免許	なし	10	16	26	
	準中型免許(準中型車(5 t)限定準中型免許及		0	0	
	びAT準中型車(5 t)限定準中型免許を除く。				
)又は普通第二種免許				
	準中型車(5 t)限定準中型免許、AT準中型車	0	1	1	
	(5 t) 限定準中型免許、普通免許、大型二輪免				
	許又は普通二輪免許				
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二	0	4	4	
	種免許				
华中型免許	なし	10	17	27	
	普通免許	0	1	1	
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二	0	5	5	

- 6 この表において、準中型車(5 t) 限定準中型免許とは、運転することができる準 中型自動車を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の 準中型自動車に限る準中型免許をいう。
- 7 この表において、AT準中型車 (5 t) 限定準中型免許とは、運転することができ る準中型自動車及び普通自動車を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有 しない車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型 自動車並がにA工機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限 る準中型免許をいう。
- 8 この表において、準中型車 (5 t) 限定中型第二種免許とは、運転することができ る中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車を車両総重量5,000キ ログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車に限る中型第二種免 許をいう。
- 9 この表において、AT準中型車(5t)限定中型第二種免許とは、運転することが できる中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車及び普通自動車 を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量5.000キログラ ム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車並びにAT機構がとられて おりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る中型第二種免許をいう。
- 10 この表において、AT限定普通免許又はAT限定普通第二種免許とは、それぞれ運 転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有し ない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。
- 11 この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許 とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自 動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。
- 12 この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪 車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普 通二輪免許をいう。
- 13 この表において、AT小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動 二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普 通二輪免許をいう。
- 14 この表において、マイクロバス健定大型免許とは、運転することができる大型自動 車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 15 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれ について規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数 とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許 又は普通第二種免許のいずれかを受けている者(マイクロバス限定大型免許、中型免

	大型二輪免許	f	0	1	1
	普通二輪免許	F	0	1	1
	普通第二種免	許		0	
	大型特殊第二	種免許	0	4	4
	牽引第二種免	.許	0	4	4
普通免許	なし		10	16	26
	大型特殊免許	f	0	5	5
	大型二輪免許	f	0	2	2
	普通二輪免許	Ē	0	2	2
	大型特殊第二	種免許	0	5	5
	牽引第二種免	譜	0	5	5
大型特殊免許	なし		. 10	12	22
		カタピラ限定大型特殊免許に係る教	2	2	22
		習の場合			
	大型免許		()	0
	中型免許		0		0
	普通免許		0		0
	大型二輪免許		()	0
	普通二輪免許		(]	0
	大型第二種免	許	()	0
	中型第二種免	許	0		0
	普通第二種免	許	()	0
	牽引第二種免	許)	0.
大型二輪免許	なし		10	16	26
	大型免許		0	1	1
	中型免許		0	1	1
	普通免許		0	1	1
	大型特殊免許	=	0	4	. 4
	普通二輪免許	f	1)	0
	大型第二種免	譜	0	1	1
	中型第二種免	許	0	1	1
	普通第二種免	LIFF	0	1	1
	大型特殊第二	種免許	0	4	4
	牽引第二種免	eiff	0	4	4
普通二輪免許	なし		10	16	26

- 8 この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪 車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が 採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をい
- 9 この表において、AT小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動 二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機 構が採られておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をい
- 10 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動 車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 11 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれ について規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数 とする。ただし、大型免許又は中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二 種免許のいずれかを受けている者(マイクロバス限定大型免許又は中型免許を受け、 かつ、中型第二種免許を受けている者を除く。)に対する大型第二種免許に係る教習 の教習時間については、大型免許又は中型免許を受けている者について規定する応用 走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた 時限数とする。

二 学科教習の教習時間の基準

#1-799 \ AT 10 A		教習	教習時間(時限数)			
教習に係る免 許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	学科 (一)	学科(二)	īt		
大型免許	なし	10	16	26		
	中型免許		0	0		
	普通免許	0	1	1		
	大型特殊免許	0	4	4		
	大型二輪免許	0	1	1		
	普通二輪免許	0	1	1		
	中型第二種免許		0	0		
	普通第二種免許		0	0		
	大型特殊第二種免許	0	4	4		
	牽引第二種免許	0	4	4		
中型免許	なし	10	16	26		
	普通免許	0	1	1		
	大型特殊免許	0	4	4		

許	大型特殊免許	7	13	20
	普通第二種免許)	0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
許	大型特殊免許	7	13	20
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9

- 備考 1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。
 - 2 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有 無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。
 - 3 学科(一)は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科(二)は、自動 車の運転に必要な知識の教習のうち学科(一)の内容を除いたものについての教習とす
 - 4 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれ について規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数 とする。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、 かつ、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については 、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者 について規定する学科(二)の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。
 - 5 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許 に係る学科(二) (現に善通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許 を受けている場合を除く。) 又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二 種免許に係る学科(二)(大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては 、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けて いる場合を除く。)においては、応急救護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行う ものとする。
 - 6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号二又はホに該当する者に対 しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中 型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学 科(二)の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減 じた時限数とする。

	種免許			
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	3	3
	普通第二種免許	0		0
普通免許	なし	10	16	26
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二	0	5	5
	種免許			
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	2	2
大型特殊免許	なし	10	12	22
	カタピラ限定大型特殊免許に係る教	2	2	22
	習の場合			
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大	()	0
	型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中			
	型第二種免許、普通第二種免許又は牽引第二種免			
	計			
大型二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大	0	1	1
	型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免			
	許			
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二	0	4	4
	種免許			
	普通二輪免許	0		0
普通二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大	0	1	1
	型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免			
	許			
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二	0	4	4
	種免許			
牽引免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大	0 0		0
	型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、			
	普通第二種免許又は大型特殊第二種免許			
大型第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
許	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許又は普通第二種免許	(0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
中型第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19

大型特殊免許	7	13	20
大型特殊第二種免許	1	8	9
牽引第二種免許	1	8	9

- 備考 1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。
 - 2 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有 無及び種類の頃に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。
 - 3 学科(一)は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科(二)は、自動 車の運転に必要な知識の教習のうち学科(一)の内容を除いたものについての教習とす
 - 4 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれ について規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数 とする。ただし、大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特 殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許 、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については、大型特殊第 二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者について規定 する学科(二)の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。
 - 5 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)(現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている 場合を除く。)又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る 学科(二)(大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現 に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除 く。) においては、応急救護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行うものとする。
 - 6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号二又はホに該当する者に対 しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中 型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)の教習時間 又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(二)の教 習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を滅じた時限数と する。

	大型免許	0	1	1
	中型免許	0	1	1
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	大型第二種免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	1	1
	普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
牽引免許	大型免許		Ó	
	中型免許		0	
	普通免許		0	0
	大型特殊免許		0	
	大型第二種免許		0	
	中型第二種免許		0	
	普通第二種免許		0	
	大型特殊第二種免許		0	
大型第二種免	大型免許	7	12	19
許	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許		0	
	普通第二種免許		0	
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9
中型第二種免	大型免許	7	12	19
許	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	普通第二種免許		0	
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	~· 牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免	大型免許	7	12	19
許	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19

金曜日

(施行期日)

則

第一 という。)の施行の日 条 この府令は、 道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。 |十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。)から施行する。 以下「改正法

の二の三の技能検査において改正法による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第三条の中 り読み替えられた新府令第二十四条第五項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。 路交通法 施行規則 車」という。)の運転について旧府令第十八条の二の三第四項の規定により読み替えられた旧府令第 型自動車(次条において「旧法中型自動車」という。)又は同条の普通自動車(以下「旧法普通自動 二十四条第五項に定める基準に達する成績を得ている者については、それぞれ改正後の道路交通法 改正法施行日において現に改正前の道路交通法施行規則 (以 下 以下 (以下「新府令」という。)第十八条の二の三の技能検査において改正法による改正後の道 「普通自動車」という。)の運転について新府令第十八条の二の三第四項の規定によ 「新法」という。)第三条の中型自動車(以下「中型自動車」という。)又は同条の普 (以下「旧府令」という。)第十八条

第五項の規定により交付された検査合格証明書は、それぞれ中型自動車又は普通自動車の運転に係 る新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。 改正法施行日前に旧法中型自動車又は旧法普通自動車の運転に係る旧府令第十八条の二の三

第四条 新法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験を受けようとする者が 次の各号のいずれかに該当する者(改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除されていた者を 除く。)である場合には、新府令第二十三条の規定の適用については、新法第八十四条第三項の普通 法附則第二条の規定により新法第八十四条第三項の準中型自動車免許(以下「準中型免許」とい 又は同項第五号に規定する特定取消処分者(次号において「特定取消処分者」という。)で、 新法第九十七条の二第 以 下 「普通免許」という。)を受けようとする者とみなす。 一項第三号に規定する特定失効者(次号において「特定失効者」という。) 改正

試験に合格したとみなされて準中型免許を受けていたもの 特定失効者又は特定取消処分者で、改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許

う。)とみなされる旧法第八十四条第三項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」という。)を受

平成 28 年 7 月 15 日

又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変 者席から容易に確認することができることとなる後写鏡を使用すべきこととするものは、 合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車又は原動機付自転車を運転 当該旧法普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場 改正法施行日前に旧法第九十一条の規定により付された条件のうち、 以 下 「準中型自動車」という。)又は普通自動車を運転中は、当該準中型自動車 旧法普通自動車を運転 新法第三

> の規定により付された条件とみなす。この場合において、新府令別表第二の規定の適用については、 易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置を使用すべきこととする新法第九十一条 更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車又は原動機付自転車を運転者席から容 「特定後写鏡等」とあるのは、 「特定後写鏡

改正法施行日において現に次の各号に掲げる免許に係る旧府令第二十五条に規定する学科試

「旧学科試験」という。)に合格している者は、それぞれ当該各号に定める免許に

係る新府令第二十五条に規定する学科試験(次条において「学科試験」という。)に合格している者 とみなす。 旧法第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「旧法中型免許」という。) 新法第八十四条第

験

(次条において

三項の中型自動車免許

旧法普通免許

普通免許

第七条 改正法施行日前に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免 第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。 は、 許に係る旧学科試験について旧府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書 第八十四条第四項の中型自動車第二種免許(附則第十六条において「中型第二種免許」という。) 第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(附則第十六条において「普通第二種免許」という。) 前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る学科試験について新府令 旧法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許(以下 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という。) 新法 「旧法中型第1

第八条 改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者 車等をいう。以下同じ。)」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四 第二号に規定する限定が解除された者を除く。)及び改正法附則第五条の規定により準中型免許に係 る自動車を」とする。 る自動車」と、「おいて免許自動車等を」とあるのは「おいて旧法の規定による普通自動車に相当す いる者とみなす。この場合において、同条中「免許自動車等(法第七十一条の五第二項の免許自動 する限定が解除された者を除く。)は、 る運転免許試験に合格したとみなされて準中型免許を受けている者 十号)の規定による改正前の道路交通法 新府令第二十八条の二の適用については、普通免許を受けて (以下「旧法」という。)の規定による普通自動車に相当す (同法附則第二条第二号に規定 (同条

第九条 新法第百一条第五項、 令第二十三条第一項の適用については、普通免許を受けている者とみなす。 規定する適性検査を受けようとする者が、 二第六項 定準中型免許」という。)を受けている者である場合には、 型自動車が旧法普通自動車に相当するものに限定されている準中型免許(附則第十六条において「限 第二十九条の二の二第三項又は第二十九条の三第四項において読み替えて準用する新府 第百 一条の一 二第三項、 新法第九十一条の規定により運転することができる準中 第百一条の二の二第五項又は第百二条第五項に 新府令第二十九条第八項、 第

金曜日

府

県公安委員会が行う審査

は

準中型自動車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うも

とす

第十条 け 7 に定める免許に係る新 旧 いる者とみ 一種免許又は旧法普通第 教習 改正法施行日において現に指定自動車教習所における旧法中型免許、 という。 府令第 を受けてい 二十 種 、る者は、 免許に係る旧 一条第 項に規定す 附則第六条各号に掲げる区分に応じ、 府令第三十三 る教習 二条第 (次条において 項に規定する教習 旧 教習 法普通免許、 それぞれ当該各号 لح (次条にお こいう。) 旧 を受

第十 中 こみなす 型第 定める免許に係る教習又は新府令第三十三条の基本操作及び基本走行並びに学科〇を修了した者 条 行並びに学科☆を修了してい 種 改 免許若しく 正法 |施行日において現に指定自動車 は旧法普通第 る者は、 |種免許に係る旧教習又は旧府令第| 附則 第六条各号に掲げる区分に応じ、 教習所における旧 法中型免許、 三十二 三条 旧 それぞれ当該各号 法普通 の基本操作及び基 免許、 旧

第十三条 す 分 通 第 に応じ、 条 種 改 改正法施行日 免許に係る旧 それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三 正法施行日 |府令第| 前に旧 において現に旧: 法中型免許 三十四 条の技能検定に合格している者は、 法中型免許、 旧法 普通免許、 旧 法普通 旧 二十四 法中型 免許、 条の技能検定に合格した者とみな 旧 第 法中 種 附則第六条各号に掲げ 型第 |免許又は旧法普通第 種免許又は旧 る区 L 法 普 種

免 法施行令 四 業 れ当該各号に 証明書又は同条第一 許に係る旧府令第一 条 証明書若しくは修了証明書又は同条第1 改 以下 正政 令附則第六条第四項の規定により読み替えられた改正政令による改正後の道路 定める免許に係る新府令第一 「新令」 一項の規定により行われた証明は、 一十四条の という。)第 第 二十二条の 項及び第三 干 項 -四条の の規定により行われた証明とみなす 一の 一項の規定により発行された卒業証明書若しく 第 第 附則第六条各号に掲げる区分に応じ、 項 Ó 項及び第 内閣府令で定めるところにより都道 項 の規定により 発行された 交通 それ 、は修

で定めるところにより 五条 改正 政 令附則 算出 第七条の規定により読み替えられた新令第1 した数値は、 次に掲げる式により 算出したもの 一十五条第二 とす 項 第 号 の 内閣 府令

D + BA + B十 円 + 0

平成 28 年 7 月 15 日

の の式にお いいて、 Ą В C D 及 び E ū それぞれ次の数値を表すものとする。

- Α 者当の で該日改 あ免前正 のって、旧府令窓門六月の間に改工日法施行日前に改工 第第正新 九政法 の人数という試験を受けたいて行う試験を受けたがで行う試験を受けたがつ、種類に応じ、当該申請
- В に請所係合のとる新格日した。 格した者の人数と同条各号に定日の六月前の日以後に同条各号に定して指定されたものである場合には免許の種類に応じて改正政令附則第年の大月前の種類に応じて改正政令附則第一項の申請に係る自 に定める免許に係る旧府令第三には、当該申請に係る免許の種則第七条各号に定める免許に係る免許に係る自動車教習所が、改正法施行 四条の卒業検定に応じ、当該申請に当該申請に 定申習に

- С 受けた者に **者であって、新府会当該免許につき新法法施行日以後に新法** 和 令第三十四 和 法第 九十七 1 条条条の第第 四に規定する成績を得たものの人数一項第二号に掲げる事項について行う試一項の申請に係る免許に係る教習を修了 験し、 を
- 者の人数に対している。 につきにつきに 旧法改に前法の法の 九十七年十七年十七年十七年 |二号に掲げる事項について行う試|||号に定める免許に係る教習を修了||現の申請に係る免許の種類に応じ 験を受けた し、かつ、 いま該申請

D

Е 受けた者の がある。 に以後に つ新法第九十七条に新法第九十九名 条条第第 項項 第の 二申 一号詩に 掲げる事項について、係る免許に係る教習 行う試に . 験し、 を

第十六条 準中 普通第 許である場合には、 転することができる準中型自動 型免許又は新 新法第百七条の七第 種免許とみなす 法第九十 新府令第三 条 ÷ 事車が 項 の規定により、 七条の八の の国外運転免許証の申請者が現に受けてい 旧法普通自動 適用については、 運 |車に相当するものに限定されている中型第 !転することができる中型自 当該免許は 1動車が それぞれ普通免許又 る免許 この種類 なく、 かつ、 が 種 限 は 運 免 定

(高齢者講習に関する経過措置

免許証 当該申請をする日) 十七条 六月を経過した日前であるものに対する新法第百 者講習終了証明 Ò 七の様式にかかわらず、 (次条にお 新法第百 いて 書の様式につい 一条第 における年齢が七十歳以上の者であって、 「免許証」 項の更新期間が満了する日 なお従前の例による という。)の ては、 新府令第三 有効期間の更新の 一十八条第十 条の四第 (新法第百 当該日が改正法施行日から起算し 項 申請をしようとする者にあっ 一項の規定及び別記様式第一 の規定により行わ 条 の 第 項 の規定による運 れる講習及び高 士 ては、 の 7

2 + 前 二条第 項の規定によりなお従前の 項の規定にかかわらず、 例によることとされる講習に係る講習手数料については、 なお従前の例による。 新令第

几

様式に関する経 過措置

第十八条 の七及び別記様式第二十三の様式にかかわらず、 管証の様式につい 改正法施行日前に交付された免許証、 ては、 新府令別記様式第十 应 免許証保管証、 なお従前の例による。 別記様式第十 九の 高齢者講習終 三の六、 別記様 了証明書及び 式第 <u>十</u> 免許証 の 保

(道路交通法施行規則の 部を改正する内閣府令 0 部 改正)

第十九条 のように改正する 道路交通法施行 規則の 一部を改正する内閣府令 (平成 十八年内閣府令第四 号 0) 部 を次

いて 処分者」 号 による改正後 則第四項第 特 を加える 定取消処分者」 一号中 の道路 で 交通法 という。) を !第九十七条の 一又は道路交通法 で に改め、 第 同 項第一 の 項第 部を改正する法律 一号中 五号 に規定する特定 「特定失効者」 爭 の下に **取消処** 成 干 分者 七年法律第四 「又は特定取 消 お +